

令和2年第1回西予市議会 総務常任委員会会議録

- | | | | |
|-----------------------|----------------------------------|-------------|--|
| 1. 招 集 年 月 日 | 令和2年3月9日 | | 関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 招 集 の 場 所 | 第3委員会室 | | |
| | 第1委員会室 | 議案第 8号 | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 開 会 | 令和2年3月9日
午前8時59分 | | |
| 1. 散 会 | 令和2年3月9日
午後4時47分 | 議案第 9号 | 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 1. 出 席 委 員 | | | |
| 3番 | 宇都宮 俊 文 | 議案第 10号 | 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 7番 | 佐 藤 恒 夫 (委員長) | | |
| 9番 | 竹 崎 幸 仁 | 議案第 11号 | 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について |
| 12番 | 井 関 陽 一 | 議案第 12号 | 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 13番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14番 | 中 村 敬 治 | | |
| 16番 | 兵 頭 学 (副委員長) | | |
| 1. 欠 席 委 員 | | 議案第 24号 | 西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について |
| な し | | | |
| 1. 説明のため出席した者の職氏名 | | 議案第 27号 | 第2次西予市総合計画基本構想の変更について |
| 総務企画部長 | 三 好 敏 也 | 議案第 39号 | 令和2年度 西予市一般会計予算 |
| 野村支所長 | 土 居 眞 二 | 議案第 50号 | 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について |
| 財 政 課 長 | 宇都宮 明 彦 | 議案第 53号 | 財産の無償譲渡について |
| 総 務 課 長 | 山 住 哲 司 | 議案第 54号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について |
| 危機管理課長 | 谷 川 和 久 | 議案第 55号 | 新市建設計画の変更について |
| まちづくり推進課長 | 一 井 健 二 | | |
| ジオパーク推進室長 | 土 居 文 人 | | |
| 情報推進室長 | 林 敬 次 | | |
| 情報推進室係長 | 上 甲 宏 之 | | |
| 復興支援課長 | 和 氣 岩 男 | | |
| 税 務 課 長 | 浜 田 直 浩 | | |
| 監理用地課長 | 小 玉 浩 幸 | | |
| 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | | 1. 審査に付した事件 | |
| 事務局次長 | 山 下 一 彦 | 議案第 4号 | 西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について |
| 1. 審 査 日 程 | | 議案第 5号 | 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 4号 | 西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について | 議案第 6号 | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 5号 | 西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 7号 | 西予市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 6号 | 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 8号 | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 議案第 7号 | 西予市職員の服務の宣誓に | | |

- 議案第 9号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10号 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12号 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 24号 西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について
- 議案第 27号 第2次西予市総合計画基本構想の変更について
- 議案第 39号 令和2年度 西予市一般会計予算
- 議案第 50号 卯之町「はちのじ」5整備事業の特定事業契約の変更について
- 議案第 53号 財産の無償譲渡について
- 議案第 54号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 55号 新市建設計画の変更について

1. 会 議 の 経 過 別紙のとおり

会 議 の 経 過
開会 午前8時59分

【総務企画部】 【財政課】

○兵頭副委員長

これより、令和2年第1回総務常任委員会を開会いたします。

開会にあたり、佐藤委員長の挨拶があります。

○佐藤委員長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

次に、三好総務企画部長より挨拶をお願いします。

○三好総務企画部長

挨拶を行う。

○兵頭副委員長

議案審査の注意事項を述べる。

○佐藤委員長

それでは、議案第10号 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。宇都宮財政課長の説明を求めます。

○宇都宮財政課長

それでは審査をしていただきます、議案第10号 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明をさせていただきます。

議案書は26ページをお開き願います。まず、この条例は地方自治法第237条に規定いたします、財産の管理及び処分に関する例外規定を限定的に定めている条例でございます。

具体的には、市有財産の譲与または減額譲渡、無償貸付、または減額貸付等の該当となる場合などについて定めているものでございます。今回の一部改正は、大きく2点目的がございます。まず1点目に、本市の事務事業に極めて密接に関連するものや、市有財産の維持管理に対する影響が非常に軽微なものなので、国を相手方とする貸付事案等について、迅速な対応を可能とするために行うものでございます。

第2点に法人格を持たない地縁による団体、自治会とか町内会等でございますが、みずから取得した土地等について、当該団体が所有権の保存登記を行うことができないことから、便宜上、市あるいは合併前の町が登記を行い、本市に帰属させ

た土地等が存在しております。こうした土地等につきましては、当該団体が地方自治法に規定いたします認可地縁団体となった場合には、当該財産を当該地縁団体に対して譲与することができる旨を今回規定するものでございます。以上、条例制定の説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

当該地縁団体に譲与することができるいうようになるということでございますが、集会所の土地等のことを言っておられるのかなと思うんですが、その団体に譲与した場合の固定資産税というか、税のほうはどういうふうになるんですか。

○宇都宮財政課長

ただいまの井関委員の御質問ですけど、質問にありましたように、まずは地縁団体等に土地の、集会所の関係がまず今回の目的です。その場合営利を伴いせんので無償となります。以上です。

○菊池委員

今の認可地縁団体の件なんですけど、そういう財産というか、どのくらいあるもんなんですかね、市で。それわかりませんか。

○宇都宮財政課長

詳細につきましては、ちょっとつかんでおりませんのでまた調査して報告していくようなことで対応したいと思います。以上です。

○菊池委員

では後ほどよろしく願いいたします。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第10号 西予市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時11分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前9時11分）

続きまして、議案第53号 財産の無償譲渡について、を議題といたします。宇都宮財政課長の説明を求めます。

○宇都宮財政課長

それでは、審査していただきます、議案第53号 財産の無償譲渡について、説明をさせていただきます。追加議案書6ページ及び事前に配信をしております、財産の無償譲渡についての説明資料をごらんください。まず、無償譲渡いたします財産の名称でございますが、旧魚成小学校講堂及び附属建物であります。財産の所在地は、城川町魚成3644番地1であります。財産の種類等は、工場部分が木造平屋建て、建物延べ面積は531.27平方メートル、倉庫部分が鉄骨造り平屋建て、建物の延べ面積は7.78平方メートルとなります。今回の無償譲渡の相手方は、城川町魚成1742番地、M・Y繊維代表、松根義文氏であります。それでは、提出します説明資料をごらんください。資料の概要については、ただいま説明した部分と重複しますので説明を省かせていただきます。

次に、施設の貸付状況等について、御確認ください。まず、昭和10年に魚成小学校として開校後、講堂として長く使用され、現在の城川小学校の位置に校舎が新築となりました後、昭和45年5月から平成12年6月末までの期間、魚成縫製をなし、構成有限会社へ貸し付けを行ってまいりました。その後、M・Y繊維の代表者が城川町の出身ということもございまして、当時の城川町の企業誘致対策によりまして、平成12年7月1日から、現在貸付けを行っております。

そのような中、当市におきましては平成28年3月に、西予市公共施設等総合管理計画を策定し、その改正が平成31年3月に一部改正を行いました。改正の内容といたしましては、耐震基準を満たさない建物の貸し付け等については、新規の貸付けを行わないこと。及び、既に貸付けをしている場合でも、期限を含めて契約を終了するとの方針が決定されました。この決定に伴いまして、こちらの建物の貸付けについては、令和2年3月末をもって以降の契約を更新しない旨の通知を相手方にさせていただき、今後の取り扱いについて、話し合いを重ねてまいりました。

その結果、M・Y繊維様より令和元年11月25日付けで、市有財産の払い下げ申請書が提出をされ

ました。

次に、施設を無償譲渡する理由について説明させていただきます。資料の2ページをごらんください。こちらに、財政面から5点記載をさせていただいております。御確認をください。次に、耐震基準を満たさない建物の貸付けを継続することについての観点から、2点記載をさせていただいております。

次に、現借受者の意向から3点記載をさせていただいております。御確認をください。資料は3ページに現在の建物の現況を7方向から写真を撮って載せております。次に4ページには、現在の施設の内部の現況ということで、載せさせていただいております。内部の現況を見ていただいたらわかりますように、もうかなり投資のほうも機械設備等もされております。こういった現状になっております。

こういった理由といたしまして、今回市では関係課と内部検討をいたしました結果、建物の無償譲渡を行い、土地を貸付ける方向で進めることとし、市長から西予市有財産処理審議委員会に諮問を行い、審議会においても審議をした結果、当該借受者の事業継続により、地域の経済の下支えや、また当該物件は築年数や維持管理費を考慮すると、市として資産としての価値はなく、今後、利活用できる物件ではないと判断をされましたので、今回、無償譲渡するための議会の議決を求めます。

以上、財産の無償譲渡の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○中村敬治委員

建物を無償譲渡するという説明であったんですが、その中で、土地は貸し付けると言うようなことですが、この建物がかなり老朽化しているという説明もあったわけですが、譲渡を受けた企業が、営業を継続されるわけですから、うまく営業ができなくなって、建物も解体できないというような形で、ギブアップといいますか、結局倒産するというような形になるかわかりませんが、要するに営業がなくなりかねない

れば、建物もなかなか解体してもらえない恐れも出てくるわけですけど。その辺のところはどのように考えておられるのでしょうか。

○宇都宮財政課長

中村委員の御質問についてお答えいたします。ただいまの御質問につきましては、市有財産処理審議会の中でも同じような意見が出ました。実際今回無償譲渡する時点で、相手方とは城川支所の総務課を通じて何回か協議を行いました。その中で先ほど説明申し上げましたように、相手方としては、もうかなり設備投資をしております。後継者と思って、長期的にここで営業したいという意見がございました。ということで市は今回、無償譲渡の方針を決めさせていただきました。当然、何年かは必ず営業していただくものと考えております。どうしても、今心配されましたように、営業が停止になった場合の対応でございますけど、そちらにつきましては当然建物を無償譲渡しておりますので、市としては、解体はしないということで御理解をいただいた上で、向こうと契約を進めております。以上でございます。

○中村敬治委員

そういう信頼関係が成り立つ間はそれでいいかと思うんですけども、なかなかそうもいかない状況になる場合もありますので、その辺十分、土地の管理が建物だけが残って、市有財産の土地がうまく跡地利用ができなくなる恐れも出てくる可能性はやっぱりあると思いますので、その辺どういう方策がいいのか、今回建物譲渡はいいとしても、営業がうまく継続され、地元の雇用にもつながって、いい関係で時間が経過するのは1番いいわけですけどもなかなか、そうならなくなる恐れもありますのでいろいろ、今後そういう妙案を考え出していただいて、十分そういう問題を先送りするようなことのないように、やはり我々が今決めても、先の世代の人にツケを残すようなことになる恐れもありますので、その辺十分気をつけていただきたいと思います。以上です。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。

○井関委員

土地は貸付けるということでしたが無償貸付ということでもいいんですか。

○宇都宮財政課長

ただいまの井関委員の質問についてお答えいたします。土地は、西予市の要綱に基づきまして有償貸付といたします。以上です。

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。それでは、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第53号 財産の無償譲渡について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前9時21分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前9時23分）

それでは続きまして、議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、財政課所管分を議題といたします。宇都宮財政課長の説明を求めます。

○宇都宮財政課長

それでは、議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算について、財政課所管分について説明を申し上げます。まずは、全体的な予算規模について説明をさせていただきます。

お手元の紙ベースの資料でございます。A3の分です。令和2年度当初予算、歳入款別説明資料、その次が歳入の款別説明資料となります。こちらで、予算規模についてまずは説明をさせていただきます。

歳入歳出は、今回それぞれ303億400万円で、平成31年度の330億5100万円と比較いたしまして、27億4700万円、8.3%の減額となっております。このうち豪雨災害復旧復興関連予算は26億8881万円でございます。昨年度の64億6738万円から37億7857万円、58.4%の減額となっております。ただし、豪雨災害を受けまして、事業開始を延期いたしておりました、野村支所庁舎建設事業、ジオパーク拠点施設整備事業等が開始になったことを含め、公債費、及び諸支出金が増額となりましたので、減額幅は8.3%となっております。

予算書の款別に歳出から概要を説明いたします。まずは概要ですので、歳出をごらんください。まず、減額の大きい予算科目といたしましては、2款総務費をごらんください。こちらは、明浜支所の庁舎建設事業の完了による減が1番大きな原因となっております。次に8款の土木費をご

らんください。こちらは、住宅団地整備事業と災害公営住宅事業の事業費の減によるものが大きな原因でございます。

続きまして、9款消防費をごらんください。こちらは、防災行政無線デジタル整備事業費を、継続費を設定したことによります減額となっております。続きまして11款、災害復旧費をごらんください。こちらは、社会教育施設災害復旧事業、主に乙亥会館でございますが、この完了による減額となっております。

続きまして、増額の大きい予算科目といたしましては、10款教育費をごらんください。こちらは、せいよ東学校給食センター建設事業費、継続費を設定いたしておりますが、この事業費の増、あと主に中学校の施設整備事業等の増が大きな要因となっております。12款公債費をごらんください。公債費の増は、衛生センター建設に係る過疎対策事業債等の元金の償還が開始になったためでございます。13款諸支出金は、ふるさと応援基金等の積み立て増によるものでございます。以上が、款別の歳出の概要説明でございます。

続きまして、歳入の概要について説明させていただきます。資料は、歳入款別説明資料をごらんください。こちらで、大きく減額となったものは、13款の国庫支出金と20款の市債が1番大きく減額になっております。こちらは、災害復旧復興関連予算の事業費の減額によるものでございます。11款分担金及び負担金をごらんください。こちらの減額は、保育の無償化等によるものでございます。14款県支出金は、新野村保育所建設事業、継続費を設定いたしておりますが、こちらの県負担金の精算による増でございます。16款寄附金をごらんください。こちらは、ふるさと応援寄附金の増によるものでございます。今後も、復旧復興事業や大型建設事業が控えておりますので、国県支出金、旧合併特例事業債や過疎対策事業債などの交付税措置の高い有利な地方債など、歳入を的確に見込み、適正な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

それでは予算書に沿って、財政課所管分の主なものについて、歳入予算から説明いたします。お手元の資料は、総務常任委員会説明基礎資料、歳入の科目別内訳、対前年度の増減理由をごらんください。あわせて、予算書もお開き願いたいと思います。

まず、財政課の歳入予算科目、2款の地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までの予算の計上、予算の試算につきましては、国が公表通知をしております、令和2年度の地方財政の見通しと予算編成の留意事項、また、地方税及び地方譲与税収入見込み額をまずは基本といたします。その上で、当市の過去の収入実績により調整を行い、予算計上いたしております。それでは制度改正となりました主な予算科目について説明いたします。

予算書は、16ページをお開き願います。それでは6款の1項1目地方消費税交付金8億4101万7000円ですが、愛媛県の予算要求額、これは愛媛県全体の市町への交付額があります。こちらを基本といたしまして、一般財源分と社会保障財源分とに区分をして、試算を行っております。消費税10%のうち、2.2%が地方消費税となり、そのうち一般財源分は1.0%となります。これを、国勢調査の人口と経済センサスの基礎調査の従業員数等により、まず配分をされます。残りの社会保障財源分は1.2%となり、こちらは国勢調査の人口により配分をされます。

続きまして、7款1項1目環境性能割交付金1556万円ですが、この環境性能割交付金の原資であります、自動車税環境性能割は、令和元年10月以降の課税でありますので、令和元年度当初予算には予算を計上しておりませんでしたので、皆増となっております。

続きまして、8款1項1目地方特例交付金1586万1000円ですが、この交付金は、国の制度変更等により、地方の負担の増や減収が生じたときに交付されるものでございまして、個人住民税の減収補填、自動車税の取得税減収補填、軽自動車税の減収補填特例交付金に区分をされております。続きまして、17ページをお開き願います。9款1項1目地方交付税118億円ですが、まずは、普通交付税の試算におきましては、まず、減額要因がございます。こちらは、令和元年度で合併算定替が終了し、一本算定となることから交付額が減額となります。次に、増額の要因といたしまして、国で新しく創設をされます、仮称であります、地域社会再生事業費によります需要額の増、また、会計年度任用職員制度の施行に伴います需要額の増があります。また、西予市独自の増の要因といたしまして、公債費、地方債の償還額

の増加により需要額が増えます。こういった理由で、前年度比較では1億8670万円の増額と予算上はしております。あくまで当初予算計上額との増額でありますので、実際の令和元年度の実績対比では7320万1000円の増となりますので、既に一本算定の影響額により実質交付額は減額となっております。ですので今後も、国の交付税制度の見直しによっては、特に西予市みたいに交付税に依存しています財政状況は大変厳しいものとなろうと思っております。

次に特別交付税ですけれども、こちらは、平成30年7月豪雨災害関連の特殊財政事情のほか、令和2年度の特殊財政事情の経費が、現段階では適切に試算ができませんので、当初予算では前年度と同額の12億円を計上いたしております。

続きまして、19ページをお開き願います。12款1項1目1節総務管理使用料997万3000円ありますが、このうち財政課所管分といたしましては、市有施設を太陽光発電設備事業者に貸し付けをしております使用料154万7000円と、庁舎の使用料6,000円を計上いたしております。続きまして、27ページをお開き願います。14款1項1目総務費県負担金、権限移譲事務等市町交付金234万7000円のうち、財政課所管分は203万7000円であります。過去3年間の伸び率から、前年度比較1.0%、2万1000円の減を見込んでおります。続きまして、33ページをお開き願います。15款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入2110万7000円ありますが、財政課所管分における市有地の貸付けにおきましては、賃貸借契約で115件、貸付料で1071万4000円。建物の貸付けにおきましては、庁舎第2別館貸付けなどを含みまして、契約件数が18件、貸付料が543万8000円を今回計上いたしております。

続きまして33ページから34ページにかけてとなります。2目利子及び配当金、1節利子231万円のうち、財政課所管分における今後見込まれます各基金に係る定期預金及び普通預金利子を計上いたしております。主なものは、財政調整基金利子で82万7000円、減債基金利子で37万5000円を計上いたしております。続きまして2節配当金3,000円ありますが、株式会社どんぶり館、株式会社みずほフィナンシャルグループ、四国電力株式会社の株式配当金を頭出しで計上いたしております。

2項1目不動産売却収入100万円ですが、

法定外公共物等の土地売却収入として100万円を計上いたしております。

続きまして35ページをお開き願います。16款1項1目一般寄附金であります。頭出しとして1,000円を計上いたしております。

続きまして、35ページから37ページにかけてとなります。17款2項1目財政調整基金繰入金11億3229万4000円ありますが、一般会計全体の収支不足額を繰り入れるものでございます。災害復旧復興事業等の事業費が減額となったこと等により、前年度より3億1413万1000円の減額となっております。

続きまして36ページに移ります。10目減債基金繰入金3億円でございますが、借入金である市債の返済、償還金に充当いたしております。18目地域振興基金1億9714万5000円のうち、財政課所管分は1280万円になります。畜産公共事業運営促進事業、城川堆肥センター運営事業、米博物館管理運営事業において、指定管理施設の補修改修経費等に充当をいたしております。

続きまして、37ページをお開き願います。34目公共施設整備基金2020万円でございますが、宇和文化会館の舞台機械設備の改修工事、米博物館の進入路等の改修工事に充当いたしております。

続きまして、37目災害対策基金3億円ですが、復旧復興事業に係る一般財源部分の一部に充当いたしております。18款1項1目繰越金3億3328万8000円のうち、財政課所管分は3億円を計上いたしております。

続きまして、40ページをお開き願います。19款5項3目市町振興協会収入、2節市町振興協会交付金735万2000円ありますが、オータムジャンボ宝くじ収益金のうち、愛媛県から交付された交付金及び、交付金から生ずる受取利息を財源として交付されるものでございます。4節市町振興協会基金交付金940万6000円ありますが、サマージャンボ宝くじ収益金をもって、愛媛県から交付されるものでございます。

続きまして、40ページから41ページにかけてとなります。4目雑入2節総務費雑入2億2529万8000円のうち、財政課所管分は2億115万3000円でございます。内訳といたしましては、コピー使用料、印刷機使用料、水道料等があります。このうち1番金額が大きいものが、平成30年7月豪雨により被災した建物の災害保険給付金、2億円を計

上いたしております。主に、今回は乙亥会館の保険給付金を計上いたしております。

続きまして、46ページをお開き願います。20款1項8目臨時財政対策債4億600万円であります、国が公表しています令和2年度地方債計画の伸び率は3.6%の減額であります、財政力の低い自治体には、臨時財政対策債の発行可能額を少なくしまして、普通交付税の交付額で調整をされますので、当市におきましては過去の発行可能額を参考といたしまして、令和元年度、実績額から19.7%の減額といたしております。以上歳入の説明をさせていただきます。

○佐藤委員長

歳入の説明が終わりましたので、ここで、歳入についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○井関委員

19ページの使用料及び手数料のとこなんです、太陽光の設置使用料が主なものということでしたが、太陽光の設置ってもっと早かったんじゃないかなと思うんですけど、令和元年度0円になってるんですが、そのところの説明をお願いいたします。

○宇都宮財政課長

ただいまの井関委員の御質問にお答えします。委員御指摘のとおり、太陽光につきましてはもう既に貸し付けを行っております。今回12月予算において条例の一部改正を行いました。その中で予算の科目の変更を行いましたので今回、太陽光につきましては、使用料ということになりましたので、こちらの予算科目に計上いたしておりますので、対比といたしましては皆増ということになっております。補足説明させていただきます。申しわけございません。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。

○宇都宮財政課長

先ほど歳入の説明申し上げたんですけど、1点間違いがありましたので、訂正させていただきます。宝くじの収益金、サマージャンボのほう、県から交付と説明申し上げました。

県ではございません、市町振興協会からの間違いです。訂正させていただきます。

○佐藤委員長

歳入についての質疑はございませんか。よろし

いですか。

それでは、歳出の説明を、宇都宮課長お願いいたします。

○宇都宮財政課長

それでは歳出について説明いたします。お手元の資料は歳出の事務事業別、事業費財源内訳表をごらんください。予算書は53ページをお開き願います。

2款1項3目財政管理費7083万円ですが、まず財政課の庶務事業82万2000円は消耗品、コピー使用料など、事務経費を計上いたしております。次に公会計整備促進事業227万6000円ですが、平成28年度決算から、統一的な基準による財務書類を作成公表しております。令和2年度におきましては、令和元年度決算の作成支援委託料、システム使用料を計上いたしております。次に、職員給与費6773万2000円ですが、財政課職員9名分に係る給料、手当、共済費等を計上いたしております。

予算書は、55ページをお開き願います。5目財産管理費3億907万4000円のうち、財政課所管分といたしましては、市有財産処理審議会運営事業7万2000円。続きまして庁舎維持管理事業6775万2000円ですが、この事業におきましては、前年度対比68.1%、1億4434万3000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、城川支所庁舎改修と三瓶支所の空調設備改修の終了による事業費の減額と、庁舎清掃業務に従事する臨時職員の任用による経費を令和2年度からは、会計年度任用職員となることで、別の事務事業に計上したため大きく減額となっております。維持管理以外の事業に要する経費といたしましては、今回本庁分で、旧図書館等の解体工事において撤去いたしました旧図書館棟と本庁舎間の通路、コリドールの屋根を駅前複合施設の建設にあわせて復旧するための工事経費を計上いたしております。

続きまして、公用車の維持管理事業3714万8000円ですが、財政課及び各種総務課の公用車維持管理経費を計上するものでございます。主なものでございますが、昨年度から引き続いて、公用車のドライブレコーダーの設置に要する経費を今回計上いたしております。今回の予算計上において、今後、更新予定の車両を除いて、現在市が所有する公用車の、令和2年度でドライブ

レコーダーの設置が終了する予定と見込んでおります。ほか、野村支所と城川支所で公用車1台の購入に要する経費を計上いたしております。

続きまして、市有財産維持管理事業2754万6000円ですが、土地や本庁舎及び、各支所庁舎以外の建物の維持管理経費を計上いたしております。昨年度と比べまして78.1%、6931万5000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、本庁で予算を計上いたしました旧図書館等解体に関連いたします事業の終了によるものでございます。

今回、維持管理以外の事業に要する経費といたしましては、野村支所において、平成30年7月豪雨で被災をした市有建物、野村体育館、高齢者工芸館、老人憩の家、林業者等健康増進センター、旧野村児童館、大和田改善センターの解体工事設計委託料、並びに災害保険金請求に必要となります、被災した施設の原形復旧に要する経費の作成委託料を今回計上いたしております。今回予算計上することによって、解体工事費を算定することができ、野村復興まちづくり計画の事業進捗状況に合わせた施設の解体年度を設定することができます。またその財源となります災害保険給付金などを見込み、財政計画を立てることができます。

続きまして、損害・災害共済事業1770万6000円ですが、公用車の任意保険事業及び市有建物の損害保険事業を行うものでございます。

続きまして財産管理庶務事業313万7000円ですが、消耗品の一括購入や納付書等の一括発注、維持管理経費を計上するものでございます。続きまして、消防設備維持管理事業223万2000円ですが、市有施設を対象に消防設備保守点検等で不備を指摘された箇所の修繕等に要する経費を計上するものでございます。庁舎別館維持管理事業246万5000円ですが、本庁舎別館であります、第1別館宇和郵便局横の旧上下水道課棟及び、第2別館旧宇和郵便局の維持管理に要する経費を計上するものでございます。

続きまして、会計年度任用職員給与費（庁舎維持管理事業）1585万3000円ですが、本庁及び各支所庁舎の庁舎清掃等の業務に従事する会計年度任用職員9名に要する経費を計上するものでございます。

続きまして、会計年度任用職員給与費（庁舎宿直事業）3506万6000円ですが、本庁及

び、支所庁舎の宿直業務に要する経費を計上するものでございます。

続きまして、企業会計の繰出事業でありますけれども、87ページをお開き願います。企業会計の繰り出しといたしまして、野村介護老人保健施設事業つくし苑、市民病院事業、野村病院事業、水道事業、四つの事業における繰出金でありますけれども、内容につきましては、それぞれの企業会計が所管します委員会で御審議をいただいているところでございますので、概要の説明のみとさせていただきます。87ページは3款1項3目老人福祉費、野村介護老人保健施設事業会計繰出事業6621万1000円でございます。内容といたしましては、地方公営企業繰出基準に準じました、企業債等の償還金、基礎年金拠出金、外国人材活用に要する経費などを繰り出すものでございます。

続きまして、115ページをお開き願います。4款3項1目病院費7億1879万円ですが、市民病院及び野村病院に対し、地方公営企業繰出基準に準じた企業債等の償還金、救急医療の確保、高度医療等に要する経費などについて繰り出しを行うものでございます。

続きまして、116ページをお開き願います。4項1目水道費、水道事業会計繰出事業、1億2676万2000円ですが、地方公営企業繰出基準に準じた、企業債等の償還金、消火栓の維持管理に要する経費などについて繰り出しを行うものでございます。

続きまして、211ページをお開き願います。12款1項1目元金39億5182万3000円ですが、令和2年度償還予定の元金分を計上いたしております。元金償還額の増額の主な理由といたしましては、過疎対策事業債を財源といたしました国体の関連施設の整備、衛生センターの建設事業、また、旧合併特例事業債を財源といたしました、せいの西学校給食センター建設の元金償還が開始となるため、大幅に元金がふえております。

続きまして、2目利子1億8573万円ですが、こちらは減額となっております。減額の理由といたしましては、当市におきましては償還方法が、元利均等償還方式のため、償還が終了するに近づくにつれて、利子償還額が減額となるためでございます。

公債費と関連いたします、地方債現在高の状況でございますが、予算書の最終ページ、229ペー

ジをお開き願いたいと思います。こちらに調書といたしまして、地方債の現在高の調書を記載しております。表の左から地方債の区分、種類ごとに、平成30年度末の現在高、令和元年度末の現在高の見込み額、令和2年度中の増減の見込み額、令和2年度末現在高、見込み額となっております。最下段の合計の欄をごらんください。平成30年度末現在高は385億7419万5000円でございます。令和元年度末、現在高見込み額は426億1159万9000円、令和2年度末、現在高見込み額は424億7456万2000円となっており、令和2年度においては、償還額が起債額を上回る見込みでございます。年度末の残高が、令和元年度末見込みより1億3703万7000円減少する見込みとなっております。しかしこの予算調書には記載をされておりますが、平成29年度末の現在高は372億9677万円でしたので、3年間で51億7779万2000円の増となっております。特に災害復旧事業債は18億6251万7000円、453.6%の増となっております。当市におきましては、緊急防災・減災事業債、あと一般単独事業債の欄をごらんください。こちらの一般単独事業債の中に、旧合併特例債が入っておりますので、ここの残高がかなり金額が大きいかなと思います。また、辺地対策事業債、過疎対策事業債、こういった普通交付税措置の算入率が高い財政的に有利な地方債を活用し、当市においては健全な財政運営に努めているところでございます。

続きまして、予算書は、212ページから213ページにかけてとなります。13款2項1目基金費4億8257万3000円のうち、財政課所管分は142万6000円でございます。令和2年度に見込めます預金利子分を積み立てるものでございます。

最後になります。予算書は213ページでございます。14款予備費では、前年度と同様に3000万円を計上いたしております。以上、説明とさせていただきます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○佐藤委員長

宇都宮課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑は歳入歳出、どちらでも構いません。質疑はありませんか。

○中村敬治委員

一昨年の豪雨災害が発生したわけですがけれど

も、それから発生年を入れて、足かけ2年を経過したわけですが、災害が発生したときに、西予市が大型事業として12事業を計画されておりました。一旦休止して再検討すると言われて、再スタートを切ったわけですがけれども、その中で学校の空調設備等、やはり急ぐものは休止を解いて、整備が進められたと思っておりますが、それらの12事業について、現在野村の庁舎とか、はちのじとか、いろいろ段階的に解除されて、新規に着手されたわけですがけれども、その辺の12事業の現在の状況はどうなっているのかなと思ひまして、わかる範囲で結構ですので、まだ、いまだに未着手の事業があるのか、あるいは、どういう形に整理されているのか、現在の整理の状況をわかる範囲で説明願ったらと思います。

○宇都宮財政課長

ただいまの中村委員の御質問にお答えいたします。災害を受けて延期しておった事業でございますけど、委員が今言われましたとおり、空調については、すぐ補正で対応して今現在設置中でございます。今回、予算に計上しておりますが総務費において、先ほど申し上げました野村支所の庁舎建設事業と、ジオパークの拠点施設整備事業は、もう年度計画ができておりますのでずっと予算を計上いたします。

あと三楽園の移転建設事業は多分、関連経費を今回計上いたしておりますけども、こちらについては若干見直しがあるかなと思っております。あと公民館の新築等が城川とかであったんですけど、こちらはまだ場所の検討が地元で対応中でございますので、まだ予算計上には至っておりません。あと、消防署の建設、これは多分次1番大きな事業となります。こちらのほうにも、委員会等立ち上げまして、まずは場所の選定等を今行っているので予算の計上には至っておりません。特に西予市の場合は、財源が地方債、基本的には旧合併特例債と過疎対策事業債を財源として、建設計画を立てておりますので、こちらのほうがどちらも計画年度が伸びましたんで、何とかこの大型建設事業の財源として活用することができておりますので、ある程度の財源の確保のめどは立っとなるはずですが、地方債はやはり償還せんといけんの、幾ら交付税措置が高くても一般財源が3割程度必要となるので、できるだけ今の国、県の補助金等をできるだけ活用するように、事業課と

調整を行ってできるだけ、将来的な財政負担のないような大型建設事業の長期的な事業計画を行いたいと思っております。以上です。

○中村敬治委員

それでは、次の質問ですが、229ページの地方債、これいろいろな種別の事業債、いわゆる地方債が起こされておるわけですが、これらの借りたお金について、そのあといろいろ交付税措置がなされてきて、それぞれ対応をしておるわけですが、交付税の充当率の高いのは辺地債とか過疎債とか、こういうところを中心に、枠はあっても利用が優先順位が高いわけですが、この公共事業債からひっかけてまして、下の水道事業債まであるわけですが、後から普通交付税で充当される充当率なんかは、どういったところ、悪いところもあると思うんですが、どんな状況になっておるんですか、このメニューの中で、高いところから低いところまで、いろいろあると思うんですが。

○宇都宮財政課長

ただいまの中村委員の御質問にお答えいたします。実際地方債の元金と利子償還に対しての地方財政措置でございますけれども、今、委員言われましたように基本的には、全体で、西予市が大体70%程度を見込んでおります。辺地とか過疎対策事業債は実際、委員御承知のように高いんですけれども、公共事業等債等は地方財政措置が少ないし、公営住宅建設事業債となると、もう地方財政措置がございませんので、全て一般財源で対応しなければなりませんので、現状ではそういったことでございます。以上です。

○中村敬治委員

それぞれゼロからもっとも高い、平均でベースで70%ぐらいというような説明じゃないかと思うんですが、この70%ぐらいを普通交付税で、いわゆる後払いという形で交付されるわけですが、国も借金して普通交付税、あるいは特別交付税で充当しておるわけですが、国が約束を今後守ってくれるということを前提にして組まれておるわけですが、なかなか国の財政のことについて西予市が論じることには大変難しいことかと思っておりますけれども、ここに400億とか420億とかいう残高があるわけですが、これらについて素朴に考えると、国が払ってくれる間は、それを当てにして事業を次々やっているわ

けですけれども、余りにも額が大き過ぎるんじゃないかなと、400億というような額がですね、令和2年度でも300億ぐらいの予算規模という中で420億というのが果たして適当かどうかというのは非常に難しいと思いますけれども、今後、国が約束を守って払ってくれればいいんですけども、非常に心配なところもあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○宇都宮財政課長

ただいまの中村委員の御質問にお答えいたします。今委員、国のことについて御心配されとるんですけど、実際その起債というものは、特に過疎対策やったら過疎対策事業法、法律に基づいております。旧合併につきましても法律に基づく地方債でございますので、基本的にはそれに基づいた財政措置ということなので、法律の施行がない限りは国は当然自治体に対して、財政措置をしなければならないので、現在は必ずしてくれるものと当市としては考えて、こういった有利な起債を借りております。あと、残高ですけど今、確かに言われましたとおり、残高は近隣の自治体と比べてもかなりふえております。これにつきましては、一つは災害復旧が大きな要因にはなるんですけれども、やはり、当市の場合、大型建設事業がずっと事業計画であって、給食センターとか衛生センターがなくなってもまた新しい事業が始まるということで実際、なかなか目に見えて減っていないのが現状で、実際7割は交付税措置をされても、3割は毎年一般財源が必要になるので、一般財源の3割を予算計上するのがかなり厳しい状態になっております。ですので、今回は初めて減債基金を取り崩して予算対応をしております。やはり財政調整基金だけでは将来的にこの起債の償還に対する一般財源3割分をなかなかカバーすることはできないので、そういった対応を今後もさせていただいたと思います。また特に先ほど言いましたように、やはり地方債だけでは、厳しいので、国県の補助金をできるだけとっていただくようなことを事業課に依頼したいと思っております。以上です。

○佐藤委員長

ほかございませんか。それでは、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、財政課所管分について、原案

に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時06分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時14分）

【総務課】

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第4号西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは、議案第4号西予市監査委員条例等の一部を改正する条例制定について御説明させていただきます。議案書は14ページになります。

今回の改正は地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、同法を引用いたします西予市監査委員条例、西予市病院事業の設置等に関する条例、及び西予市野村介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部に条ずれが生じるため、3つの条例の一部を改正するものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。以上でございます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第4号西予市、監査委員条例等の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時16分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時16分）

それでは続きまして、議案第5号西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

続きまして16ページをお開き願います。議案第5号西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

今回の改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上、並びに、行政運営の簡素化、及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、関係する法律の名称が改正されるとともに、条文が追加されたとされたことから、本条例に引用しております法律名及び条項のずれを整備するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第5号西予市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時18分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時18分）

それでは続きまして、議案第6号西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

次に、18ページをお開き願います。議案第6号西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。一般行政職員に対しましては、平成25年度退職者から運用いたしております再任用制度について、消防職員に対しましても、令和元年度の退職者から適用されることとなります。フルタイムの再任用職員は、職員定数に含まれることから、今後の退職者の推移等を踏まえまして、今回消防職員の定数を69人から72人に拡充するものでございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い

願ひ申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第6号 西予市職員定数条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時21分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時21分）

それでは続きまして、議案第7号 西予市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

続いて20ページをお開き願います。議案第7号 西予市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、会計年度任用職員は、一般職の職員と同様に、地方公務員法の適用を受けることになり、採用時におきまして、本条例に基づく服務の宣誓が義務づけとなります。今回の改正は、会計年度任用職員の服務の宣誓方法につきまして、他の提出書類と兼ねるなど、簡易な方法により取り扱うことができるようにするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第7号 西予市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時23分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時23分）

それでは続きまして、議案第8号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは議案書は22ページになります。議案第8号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

今回の改正は、給料を支給されるフルタイムの会計年度任用職員に係る公務災害補償について、具体的な補償基礎額の算定方法を地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する、一般職の職員の平均給与額の例により定める額、災害発生の日の属する月の前月の末尾から起算して過去3カ月間の平均とするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第8号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時25分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時26分）

それでは続きまして、議案第9号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは議案書24ページをお開き願います。議案第9号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

特殊勤務手当につきましては、国から特殊な業務に従事した実績に応じた支給基準、支給方法等への見直しを求められているところでございま

す。今回月額で支給しております特殊勤務手当につきまして、実績に基づく、1日当たりの支給とするもので、本市の環境衛生処理施設での業務に従事する職員に対する処理場勤務手当、現行では、1月に6,000円を、1日につき300円に。また、生活保護業務における生活保護現業員手当、現行、1月に4,000円を、1日につき200円とするものでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○井関委員

これ1日に変えることによって、実際の支給額というのはどうなるんですか、現行より上がるのか下がるのか。

○山住総務課長

基本的には、今月額で支払っとる分、大体出勤率が同じぐらいの場合であれば、大体同額が支給されるようなイメージを持っております。ただし、実際の実務的にその業務がなければ、当然減額にはなるということになるかと思えます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第9号 西予市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時28分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時29分）

それでは続きまして、議案第12号 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは議案書30ページをお開き願います。議案第12号 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

西予市貝吹公民館及び貝吹出張所は、平成30年

7月豪雨災害の影響によりまして、旧大和田幼稚園を同公民館、出張所の代替施設として活用をいたしております。今回の改正は、今後正式に、旧大和田幼稚園を公民館及び出張所として利用することから、公民館及び出張所の位置の変更、並びに公民館の名称を大和田公民館へ変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。なおこの件につきましては、あらかじめ地区の区長会におきまして説明をし、御了承をいただいておりますのでございます。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第12号 西予市公民館条例及び西予市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時31分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時32分）

それでは続きまして、議案第24号 西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは議案書68ページをお開き願います。議案第24号 西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。

西予市野村公会堂は、昭和34年に建設され、各種研修会や産業文化祭、また講演会など市民の文化の向上、及び福祉の増進を担う中心的施設として活用されてまいりました。しかしながら、平成16年には各種イベント、講演会など多目的に利用可能となる乙亥会館が建設され、近年は公会堂の施設利用も減少し、あわせて老朽化や耐震性の問題から長寿命化が困難な状態となっております。

今回、野村支所庁舎の移転新築により、本施設を解体することに伴い、本条例を廃止するものでございます。なお8月末までは、使用が見込めるということから、この廃止条例の施行日は、令和2年9月1日といたしております。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第24号 西予市野村公会堂条例を廃止する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時34分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時35分）

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第54号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは追加議案書の8ページをお開き願います。議案第54号西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

今回の改正は、復興まちづくり計画、小規模多機能自治及び地方創生など、最優先課題である復旧・復興に係る施策、また、将来を見据えた人口減少対策、地域の活性化を効率的かつ強力に推進するために、本市の組織機構の見直しを行うものでございます。具体的には、総務企画部を総務部と政策企画部に再編し、機動性と創造性の向上を図るとともに、効果的な業務推進を図るものでございます。なお、再編後の政策企画部におきましては、現行のまちづくり推進課から、政策立案や行政改革、情報通信技術や広報統計業務を分割いたしまして、新たに政策推進課を設置することといたしております。

また、まちづくり推進課では、人口減少が進む本市におきまして、地域の特性を生かし、地域の課題を解決できる持続可能な地域づくり活動拠点を整備する必要があるため、同事務を総合的かつ効果的に推進する地域づくり活動センター推進室を設置することといたしております。その他、人権に関する相談、また人権啓発の推進を一体的に行うため、市長部局の人権対策と教育部局の人権

教育を統合しまして、生活福祉部に人権啓発課を設置することといたしております。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○井関委員

小規模多機能自治に関することになるんだと思いますが、地域づくり活動センター推進室をつくられるということですが、何名体制でつくられる予定ですか。

○山住総務課長

新たに設置をいたします地域づくり活動センター推進室でございますが、室長は課長補佐が兼務いたしまして、専任の係長とあと係員、実質的には係長と係員の2名の体制となります。以上でございます。

○菊池委員

今度新しくできるこの政策企画部ですが、この部長はどういうふうに考えられてますか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時38分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時43分）

○菊池委員

ただいま私がいたしました質問については取り下げたいと思います。以上です。

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○竹崎委員

先ほどの説明の中にありました、人権のほうに関する正式名称をもう一度おっしゃっていただけますか。そして、その課の人数をまた教えてください。以上です。

○山住総務課長

新たに設置をいたします課の名称は人権啓発課でございます。課の編成としましては課長と課長補佐、そして係員、課長補佐は係長を兼ねるという形になります。今のところそういう予定であるということで御理解いただいたらいと思います。

正職につきましては3人体制、あと会計年度任用職員の配置を予定いたしております。以上でございます。

○佐藤委員長

ほかにごいませんか。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第54号西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前10時45分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前10時46分）

それでは続きまして、議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、総務課所管分を議題といたします。山住総務課長の説明を求めます。

○山住総務課長

それでは議案第39号令和2年度西予市一般会計予算のうち、総務課及び選挙管理委員会所管分につきまして御説明をいたします。なお経常的な経費で少額なものにつきましては、一部割愛をさせていただきますので御了承願います。

それではまず、歳入予算につきまして御説明いたします。予算書19ページをお開き願います。12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料、駐車場使用料842万円につきましては、職員及び臨時職員等が利用いたします指定駐車場の使用料でございます。次に40ページをお開き願います。19款諸収入、5項3目市町振興協会収入、市町振興協会職員研修助成金39万円ではありますが、市町村アカデミー研修分30万円、国際文化アカデミー研修分9万円を計上いたしております。続きまして同じく40ページ、4目雑入、2節総務費雑入3億5266万5000円でございますが、総務課所管分は595万2000円であります。このうち、総務課所管の主なものでございますが、市町村交通災害共済支部交付金38万円。職員健診に係る自己負担分の職員健診個人徴収金68万円。雇用保険料、被保険者負担分236万1000円。後期高齢者医療広域連合派遣職員派遣負担金474万7000円などを計上させていただいております。

続きまして、44ページをお開き願います。20款市債、1項市債、1目総務債、1節総務管理債2億5470万円ではありますが、このうち総務課所管分は、野村支所庁舎建設事業にかかります土地購入費、野村公会堂、旧野村図書館解体撤去費とし

て、合併特例債8980万円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明をいたします。50ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6億3419万5000円のうち、総務課所管分は6億3414万2000円ではありますが、このうち職員給与費4億8946万5000円を除きますと1億4467万7000円で、前年度比1241万4000円の減となっております。一般管理費のうち、総務課所管分の事業といたしましては、右端の事業概要欄に掲載いたしておりますが、職員採用試験事業から職員給与費（一般管理費）までのうち、自衛官募集啓発事業を除く29事業でございます。

それではまず、職員給与費（一般管理費分）でございますが、こちらから説明をさせていただきます。職員給与費、総務課所管分の4億8946万5000円につきましては、特別職2名、そして各支所を含む職員49名分を計上いたしております。職員給与費のうち、一般職員の給与費、給料、諸手当、共済を含んだものでございますけれども、これら4億5421万1000円で、前年度比1万6000円の減となっております。

ここで、一般会計全体の人件費につきまして説明をいたします。予算書は215ページの給与費明細書をごらんいただいたと思います。今回の予算書から一般職を会計年度任用職員とそれ以外に区分をして記載をいたしております。それでは説明いたします。1 特別職の表におきましては、市長、副市長及び教育長、市議会議員、その他の特別職の合計額で2億6572万7000円。前年度比2億9281万円との比較では2708万3000円の減額となっております。この主な要因でございますが、議員定数の減、及びその他の特別職が、会計年度任用職員に移行したことによるものでございます。

続きまして、予算書216ページをお開きください。2 一般職（1）総括の表でございますが、令和2年度の職員数611.7人で、前年度比64人の増となっておりますが、これは67名分のフルタイム会計年度任用職員を含むことによるものでございます。給与費、共済費を合わせた全体額では50億7801万7000円で、前年度比8億229万円の増となっておりますが、これも会計年度任用職員に対して報酬または給料として支給されることによるもの

でございます。職員手当の内容、前年度比較につきましては、下段の表に職員手当の内訳として記載をいたしております。期末手当1億2688万9000円の増は、会計年度任用職員に対するものが主なものとなっております。退職手当負担金1億296万7000円の減につきましては、負担率の引き下げによるものでございます。全体といたしましては、前年度比3103万6000円の増となっております。

217ページに移ります。会計年度任用職員以外の職員、つまり一般職の正規職員となりますが、先ほど申し上げましたが、令和2年度の正規職員の数は544.7人で、前年度から3名減といたしております。人件費総額では41億63万8000円で、前年度比1億7508万9000円の減であります。218ページをお開き願います。令和2年度のパートタイムを含む、会計年度任用職員の総数でございますが549人を見込み、人件費総額9億7737万9000円を計上いたしております。

それでは50ページにお戻りください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬1288万1000円のうち、委員報酬12万5000円は、固定資産評価審査委員5名分、及び行政不服審査委員5名分でございます。非常勤職員報酬1275万6000円は、本庁総務課及び支所総務課で任用いたします会計年度任用職員5人分。公益保護相談員、特別職報酬等審議会委員、情報公開個人情報保護審査委員、行政不服審査外部人材審議員、これらに対する報酬でございます。2節給料1億9101万6000円は、市長、副市長、特別職2人、一般職については総務課所管分49人分でございます。3節職員手当等1億8930万7000円につきましては、扶養手当以下の各手当で、特別職2人と総務課職員分でございます。4節共済費1億3254万5000円につきましては、同じく総務課所管の職員分に係るものでございます。

続いて51ページに移ります。7節報償金228万7000円につきましては、行政連絡協議会事業の報酬158万4000円。職員採用候補者試験委員謝金30万7000円。職員研修講師謝金9万円。きりりせいよ大賞記念品代21万6000円等でございます。8節旅費760万9000円につきましては、非常勤特別職及び職員研修の講師に係る費用弁償81万7000円。職員研修に係る事業費277万6000円。当市からの派遣職員に係る旅費33万7000円のほか、

特別職、一般職に係る普通旅費679万2000円でございます。

次に9節交際費320万5000円につきましては、本庁の市長交際費250万円、4つの支所における市長交際費70万5000円でございます。10節需用費536万7000円につきましては、主に例規等、書籍の追録費184万円。その他、支所を含めたコピー用紙、印刷トナーのほか、消耗品費、印刷製本費と事務関係に要する経費を計上いたしております。11節役務費1085万5000円につきましては、支所も含めた電話料等の通信運搬費925万4000円のほか、イベント案内等の新聞等への広告料、職員証の発行手数料等でございます。12節委託料6496万9000円につきましては、市内439の自治会への行政連絡協議会委託料4736万3000円。その他、顧問弁護士委託料、例規集更新委託料などを計上いたしております。

52ページをお開き願います。13節使用料及び賃借料678万円は、コピー機、例規システムなどの使用料341万4000円。派遣職員の官舎借上料など335万1000円でございます。17節の備品購入費1万5000円は、図書購入等の費用でございます。18節負担金補助及び交付金763万2000円のうち、総務課所管分は防衛協会会費を除く負担金、補助金となります。負担金では、研修会等負担金93万4000円、職員互助会負担金450万9000円など、例年の実績を踏まえまして計上をいたしております。補助金では、職員の能力開発、人材育成を図るために実施をいたします、自主研修のための経費として、職員自主研修助成金10万円を計上いたしております。

続いて53ページとなります。2目文書広報広報費1736万円のうち、総務課所管分は782万1000円ではありますが、10節需用費で、文書保存事業において整理用段ボール購入費として16万5000円。12節役務費のうち、文書配達事業として各支所を含めた郵便料765万6000円を計上いたしております。

続きまして、55ページをお開き願います。5目財産管理費3億907万4000円のうち、総務課所管分は、野村支所庁舎建設事業9983万2000円。公用車維持管理事業、総務課分でございますが、26万5000円であります。野村支所庁舎建設事業につきましては、平成27年度から検討を進めており、平成28年度に野村支所改築検討委員会の答申を受け

まして、基本計画を作成し、平成29年度には基本設計、地質調査等を行ったところでございますが、平成30年7月豪雨の影響を受け、事業を2年間延期をいたしておりました。このたび、令和2年度から事業を再開するもので、庁舎建設に係る実施設計の再設計等に伴う経費2301万5000円、野村公会堂及び旧野村図書館等の解体に係る経費5509万9000円などを計上いたしております。今回の再設計におきましては、平成30年7月豪雨による浸水被害を踏まえまして、庁舎1階を当初計画よりも3.5メートルかさ上げをいたしまして、1階部分に駐車場として利用できるスペースを設けるとともに、2階の玄関口まで、車が通れる専用のスロープを設けるように計画をいたしております。また建設予定に隣接する西予市商工会野村支所の土地、敷地の買収も予定をいたしております。

57ページをお開き願います。6目支所及び出張所費194万5000円につきましては、明浜俵津出張所の会計年度任用職員1名分の報酬、社会保険料等に係る経費を計上いたしております。

59ページをお開きください。60ページに続きますが、9目防犯対策費1857万4000円でございますが、19節負担金補助及び交付金、防犯灯設置補助金100万円、防犯灯電気料補助金966万8000円、西予地区防犯協会への負担金720万円を計上させていただいております。続きまして、10目交通安全対策費1515万9000円でございますが、報酬で交通安全指導員53人分、219万円の会計年度任用職員としての報酬を計上いたしております。14節工事請負費330万2000円は、地域からの申請を受けて実施をいたします、ガードレール、カーブミラー等の工事分でございます。15節の原材料費74万8000円でございますが、カーブミラー35基、支柱等12本分を計上いたしております。18節の負担金800万円は、西予交通安全協会への負担金でございます。

61ページをお開き願います。12目諸費934万1000円でございますが、5節災害補償費では、非常勤職員の公務災害療養補償費及び休業補償費を計上いたしております。11節の役務費では、その他の保険料で町村会総合賠償補償保険料319万2000円、非常勤公務災害補償保険料321万3000円、災害対策費用保険料210万4000円を計上いたしております。18節負担金補助及び交付金で

は、安全運転管理者等の協議会負担金、行政相談員に係ります、愛相協西予市地区協議会負担金を計上いたしております。

次に69ページをお開きください。4項選挙費、1目選挙管理委員会費863万円につきましては、選挙管理委員会の委員報酬、書記給与費及び委員会の開催経費等を計上いたしております。続いて、2目選挙啓発費11万円につきましては、積極的な選挙啓発を行うため、西予市明るい選挙推進協議会への補助金を計上いたしております。

70ページをお開き願います。4目財産区議会議員選挙事業で、明浜町財産区、及び宇和町財産区議会議員選挙に係る経費をそれぞれ4万8000円、合計で9万6000円を計上いたしております。13目市長及び市議会議員選挙費5327万8000円でございますが、これは71ページに続いております、令和2年5月15日に任期満了を迎えます、市長及び市議会議員選挙、4月26日執行予定といたしておりますが、その執行経費を計上いたしております。以上、選挙管理委員会分を含めました総務課分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○佐藤委員長

山住課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○菊池委員

予算書の40ページの雑入のところで、歳入のところの市町村交通災害共済交付金38万円とありますが、これ以前にもちょっとお尋ねしたことがあったんですけど、これ市内の行政区では、徴収の仕方が非常にばらばらだということを、いろいろ調査した結果あるんですけど、これ38万円市のほうに入ってきて、これ手数料やと思うんですけどね。これは各行政区に還元されておるということは、まず1点あるんでしょうか。

○山住総務課長

この手数料が入ってきておりますが、これにつきましては、交通災害共済の印刷でありますとかそういった発行業務等に充当いたしておりますので、自治会への還元というのはございません。

○菊池委員

そしたらこれ以前にお尋ねしたときには市民の方で、低額で保障がつくということで、やっぱり

それを望まれてる方がいらっしゃるんで、継続してやるというようなことだったんですけど。あれから何年かたつとんですけど、どうですかね。行政区からは、もうそろそろ考えたらええんやないかと、考えるというのは停止をするとか、そういうことなんですけど、そういう意見はないでしょうか。

○山住総務課長

この事務につきましては一部事務組合に委託をして事務を運営しておりますので、この事務を廃止するとなりますと事務組合から当該事務の脱退という形の手続をとる必要がございます。現在はまだ、市民の方々から多くそういった申し込みがありますので、現状においてはすぐに廃止をするとかいう考えはございません。ただし、県内の各市町でもそういった今後こういった業務については、行政から外していくというようなことになれば、それに合わせて、市でも具体的に考えてまいりたいと思います。以上です。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○井関委員

52ページの例規集の更新委託料なんですけども、今実際、例規集を更新されたからいうて、議員もそんなに詳しく見とるわけじゃないと思うんですけども、今タブレットになってタブレットの中で、例規集を見ることができるようになっていきますので、その中での更新であれば、もう自分たちというか、行政のほうでできるんじゃないかなと思うんですがこの委託料というのは必要なものでしょうか。

○山住総務課長

ただいまの御質問でございますけれども、この更新につきましてはあくまでもシステムの更新料でございます。それについて、紙ベースの更新とかその差し替えとかそういうものは、これには含まれておりませんし、実際、現在のところはもう既に、紙ベースでの加除というのは実施いたしております。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。

○中村敬治委員

216ページなんですけど、人件費のことでちょっとお尋ねしたいんですが、一般職だけを見ましても、本年度は50億7800万円、前年度が42億7500万円となっておりますが、これ職員の数が多いから

こうなるんでしょうけれども、実際のところを一般会計に占める人件費の率としてはこの本年度、前年度と合計で、どのような割合になっているのか、そしてまた参考までに、宇和島とか、大洲とか八幡浜とか、そういうのがわかれば教えていただきたいんですけども。

○山住総務課長

一般会計におけます人件費の割合につきましては、予算書の説明資料にも掲載いたしておりますけれども、今年度予算につきましては、前年度比、人件費の構成比が17.4%となっております。前年度が13.8%となっております。先ほど申し上げましたけど、人件費総額の増減では6億9760万5000円、前年度に比べますと13.5%増となっております。なお近隣の市町の情報までちょっと詳しく把握しておりませんので、また、収集ができましたら、資料等は御提供させていただきたいと思います。以上でございます。

○中村敬治委員

今のパーセントからいきますと前年度が13.8%で、令和2年度が17.4%ということで、率としては低いような気がしておりますけれども、今までの推移の中で、行政側としてはどのようにこの判断されておるのかなと思ひまして、その辺、自己評価があれば、説明していただきたいと思うんですが。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時14分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前11時15分）

○山住総務課長

今ほどの歳出における人件費の割合なんですけど、当初におきましては予算総額が、特に災害等もあって、予算規模が膨らんだところもありますけれども、標準財政規模等も勘案しまして、人件費は相応に抑制していかなければならないかとは考えております。ただし、原課の事務事業が非常に多岐にわたっている中におきましては、そういった業務を円滑に行うための人員の確保も一方では必要になっております。そういったことも総合的に勘案しまして、必要最低限の職員数で賄えるようには考えておりますけれども、具体的な数字については今のところ、ちょっとお示しをする資料がございませんので御了承いただきたいと思います。

○佐藤委員長

ほかございませんか。

○兵頭副委員長

55ページの野村支所庁舎建設事業について、お伺いします。昨年、明浜支所が完成しまして、私も明浜の方に、2，3聞いたところ、明浜支所は伊予銀行と支所が同居しとるという形で、非常に行きづらいという話を伺いました。何でか言うたら、支所に用事じゃなしに、銀行に用事があるのに、支所の前を通過して銀行に入らなければならないということで、入りづらいんよというのを聞きまして、今回野村支所は、今度のハザードマップ等によって、浸水の恐れがあるということで、5メートル持ち上げて、3階建てになるっていう話なんですけど、そういったときに当然1階からの、先ほどの説明でも、1階の駐車場から上がれる分と、スロープを設置するということでしたが、その中で、町民の動線ということも考えていただきたいというのは、先ほど申しましたようにやはり、今度は野村支所は、農協も銀行がありますし、あいしんも入ります。その上に交番も入りますので、そこら辺の今度、再設計変更になろうかと思いますが、そこら辺の協議を十分詰めていただいて、平成28年に検討委員会も立ち上がっております、そういったところの対応もお伺いしたらと思います。

○山住総務課長

ただいまの質問につきましては野村支所から答弁させていただきます。

○土居野村支所長

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。委員から質問がありましたように、平成28年に野村支所の検討委員会は設置されておりました。今回の県の周知河川に伴いまして、今回再設計ということにも移行しておりますが、この件については、昨年野村地区の市政懇談会の折にも、今回の周知河川に指定になった対応はという質問もありましたので、十分に検討させていただいたということで、今回、建物のみの3.5メートルのかさ上げとなりました。先ほどありましたように動線のことについても、4つの施設の複合施設という形になりますので、せっかく新しく庁舎を建設しますので、町民の方に足の運びやすい、行きやすい支所運営につなげるようなことを、また、各関係機関等も協議しながら検討

を進めていきたい、設計に生かしていきたいと考えております。以上でございます。

○佐藤委員長

ほかにご覧いませんか。

○中村敬治委員

52ページの行政連絡等委託料4736万3000円なんですけど、これの算定根拠というのはどういうような形で積み上げてこうなるんでしょうか。

○山住総務課長

ただいまの算定根拠ですけれども、世帯割を2,000円、1世帯、その世帯数に応じてまず地区に配分がございます。その上で加算算定ということで、各自治会当たりに自治会数毎に1万5000円、そして高齢化率加算ということで、人口に占める高齢者の割合を配慮いたしまして、高齢化率2万9000円をベースに、その率を割り戻して配分するという形をとっております。以上でございます。

○中村敬治委員

何かこう、世帯数だというように、1番最初のスタート時点で言われたんですけど、これはどういう形で算定されておるんでしょうかね、世帯数のカウントの仕方は、そしてそれらの見直しなどは、実態に即してやられているのかどうかですね、その辺、何年に1度見直しをされているのか。国勢調査に基づいてやってやられておるのかどうか、その辺がね世帯数のカウントの仕方についてちょっとお尋ねいたします。

○山住総務課長

世帯につきましては、10月1日を基準としまして住基人口に基づいた数値で、毎年度更新をしております。以上でございます。

○中村敬治委員

毎年10月1日に住基人口と言われたんですけど、それはどういうものなんですか、私もわかりにくいんですけど。

○山住総務課長

10月1日現在の住民基本台帳で、各行政区、自治会ごとの人口出てますので、人口世帯数が、それを根拠に来年度の世帯数、各自治会の世帯数として積算をしております。

○中村敬治委員

それは各自治会の申告に基づくものなんですか、市が独自に調査されたものなんですか。

○山住総務課長

住基台帳につきましては市が、そういったデータを管理しておりますので、市で持っている住民基本台帳システムに載っている世帯数、それを基づいて積算をいたしております。

○菊池委員

59ページをお願いします。防犯灯設置と維持管理補助事業ですが、1点お尋ねしたいのは、この防犯灯の設置というのは、数的な傾向はどうなんですかね、減らすというのではないと思うんですけど、どのくらい増えているかというような傾向ですね。

○山住総務課長

防犯灯につきましては、毎年度灯数を何灯ふやすとかというものは、基本的には予算の範囲内ということにしておりますので、計画的なものは実質的にはないわけですが、年々増加傾向にはございます。その一方で、この防犯灯の電気料につきましては、LED化をしてなるべく電気料の経費を抑える。これは市の補助金の額、また、自治会の負担にも軽減につながりますので、そういった取り組みはこちらも積極的に、LED化は進めているところでございます。

○菊池委員

もう一つ聞きたかったのは、そのLED化なんですけど。これ各地区では、地域づくり交付金なんかを利用して、よくやってるとというのがもう何年も前からあったんですが、これはどうなんですかねもうほぼ全域でLED化は完了したんでしょうか。

○山住総務課長

LED化の事業につきましては、平成24年度から取り組んでいるところでございますけども、ここ平成28年度以降のLEDに交換をした灯数なんですけれども、平成28年度が220灯、平成29年度が125灯、平成30年度が131灯という状況でございます。

○菊池委員

そしたら、ちょっと先ほど質問した市全体での設置数の中で、あと何灯残ったとどこまではまだはっきりわからないんでしょうか。

○山住総務課長

現在既存の防犯灯の設置がこちらで把握してる数が5,482灯あるわけなんですけども、そのうちのLEDがどこまで進んでいるか、細かい数字はつかんでおりませんので、またその辺については

確認をさせていただいたと思います。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。

○兵頭副委員長

関連でお伺いします。今どこでも犯罪が起きたら必ず防犯カメラがどこかで写っておって、結構犯罪抑止にはなってる思うんですけど、西予市自体で今何台防犯カメラを設置されてるんですか。

○山住総務課長

防犯カメラにつきましては防犯協会のほうが設置をした部分がございます。その本数は私確認しておりませんので、また防犯協会のほうで確認させていただいたと思います。また、民間の方もかなり防犯カメラ等設置されておりますけども、それらにつきましては、まだこちらのほうはまだ把握はできておりませんので、もしも防犯協会等でそういった情報があれば、あわせて報告をさせていただきたいと思います。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、総務課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決決定することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午前11時28分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午前11時32分）

【危機管理課】

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、危機管理課所管分を議題といたします。谷川危機管理課長の説明を求めます。

○谷川危機管理課長

それでは私から、議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算のうち、危機管理課所管分につきまして、御説明申し上げます。

まず、歳入につきまして予算書32ページをお開きください。14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金、自衛官募集事務費委託金としまして、2万2000円を計上してお

ります。これは自衛官募集啓発事業に係る経費でございます。

続きまして予算書は21ページをお開きください。ここから御説明申し上げますのは、歳出として9款消防費、1項消防費、4目災害対策費への充当となります。まず、12款使用料及び手数料、2項手数料1目総務手数料、1節総務管理手数料、罹災証明手数料としまして1,000円を計上しております。これは自然災害により罹災された方の罹災証明書を発行する際の手数料でございます。

続きまして25ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目消防費国庫補助金、1節消防費国庫補助金、社会資本整備総合交付金860万円を予算計上しております。これは、令和2年度に愛媛県が指定を進めております、土砂災害警戒区域等の指定完了に伴い、西予市総合防災マップの改訂に係る事業費補助でございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして31ページをお開きください。14款県支出金、2項県補助金、9目消防費県補助金、1節災害対策費県補助金であります。自主防災組織活性化支援事業費県補助金として60万円を計上しております。これは、歳出予算として計上させていただいております、同事業費への事業費120万円に対する補助で、事業費の2分の1の補助となっております。なお事業内容につきましては歳出予算で改めて説明させていただきます。

続きまして43ページをお開きください。19款諸収入、5項雑入、4目雑入、9節消防費雑入、その他雑入のうち、戸別受信機を1世帯で2台目以上を希望される方に、1台当たり1万円で譲渡するものとして、10台分の申し込みを見込み、10万円を計上してございます。

続きまして46ページをお開きください。20款市債、1項市債、6目消防債、1節消防債として、防災行政無線デジタル整備事業、宇和工区整備に係る事業費として、緊急防災・減災事業債としまして8億5390万円を計上してございます。

続きまして歳出の説明に移らせていただきます。危機管理課の歳出予算につきましては、自衛官募集啓発事業が、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、ほかの所管事業は、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費に組んでございます。まず自衛官募集啓発資料より御説明させていただきます。予算書は50ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に計上しております、自衛官募集啓発事業、事業概要欄の下から6番目であります。5万3000円を計上しております。自衛官募集啓発に係る防衛協会への負担金3万円は、市の一般財源でございますが、そのほか募集啓発に係る費用につきましては、県の委託金となっております。

続いて災害対策費について御説明させていただきます。予算書は165ページから168ページとなります。事業は、職員給与費を除きますと10事業に分かれておりますが、会計年度任用職員給与費事業につきましては、危機管理業務事業とあわせて御説明させていただきます。予算書右端の事業概要欄に、事業ごとの予算が記載してございます。予算総額14億831万3000円のうち、職員給与費6348万5000円を除く予算は13億4482万8000円で、前年度予算13億5229万5000円と比較して、746万7000円の減額となっております。

それでは事業ごとに令和2年度の内容について御説明させていただきます。まず、危機管理業務事業におきましては、危機管理課内全体の消耗品費、旅費等の事務費等の計上をしております。本事業費全体としましては、令和元年度の2119万5000円から77万1000円減額し、2042万4000円となっております。内容としましては、平成29年度から取り組んでおります、災害対策マネジメントの構築事業の最終年度として、防災マニュアルの作成、職員研修の実施、市民の方向けの7月豪雨の災害記録史の編さん等を行うこととし、その支援をいただくための委託料1243万円を計上してございます。

また、昨年6月3日に締結いたしました、災害時の船舶による輸送等に関する協定書に係る協力金、燃料費を計上させていただいております。そのほか、先ほど申し上げましたが、会計年度任用職員給付事業として、2名分の給料415万4000円を計上させていただいております。続きまして防災訓練実施事業につきましては、令和元年度の20万円から5万円減額し、15万円を計上しております。内容としましては、市が実施する訓練に使用する消耗品購入にかかる費用を計上してございます。

続きまして防災行政無線・情報システム整備事業でございます。無線の維持管理、各種機器の保守管理等にかかわる費用を計上してございま

す。本事業全体としましては、令和元年度の4148万5000円から1441万6000円減額し、1706万9000円を計上してございます。減額の大きな理由としましては、今年度まで実施しておりました、J－A L E R T受信機の飛翔調査及び小・中学校への接続工事1043万2000円が完了したことによるものが大きくなってございます。

また、経常予算としましては、新たに気象情報の収集、予測体制強化のための市独自の雨量計の設置に要する費用として203万円。情報伝達手段の多重化のための防災行政無線の音声アプリを導入する経費として321万2000円。愛媛県災害情報システム高度化に要する負担金として99万4000円を計上してございます。

続きまして災害用備蓄物資整備事業でございますが、本市人口の10%に当たる、1日3食分の水と食料を現在備蓄してございますが、保存期間5年を経過するものを順次更新するものでございます。本事業費全体としましては、令和元年度589万4000円から、9万8000円増額し、599万2000円を計上してございます。保存期限を迎えた物資につきましては、順次訓練等で使用するなど、適切な管理に努めてまいります。また、昨年度から実施しております、大規模な避難所への間仕切りを5年計画で整備するための経費としまして434万7000円を計上してございます。なお、財源としましては、ふるさと応援基金繰入金439万3000円を充当しております。

続きまして災害用資機材・施設整備事業では、本事業全体としましては、令和元年度の691万4000円から、1521万5000円増額し、2212万9000円を計上してございます。平成24年度から実施しております、津波避難路の整備を地元からの要望に対応できるよう、引き続き、工事請負費200万円を計上してございます。また、平成29年2月に福祉事務所が直しを行いました、福祉避難所への防災倉庫の設置を3年計画の最終年とし、7カ所へ設置する費用としまして235万1000円。新たに災害種別ごとに避難所の利用が可能となる各指定避難所への標識設置に883万円と、津波緊急避難場所標識が設置後の経過年数から視認できない状況にある箇所が発生したことによる、更新にかかる経費853万6000円を計上させていただいております。なお財源としましては、社会資本整備交付金を441万5000円、ふるさと応援基金繰入金として

239万9000円を充当させていただいております。

続きまして防災対策啓発活動事業でございますが、各地域に合った防災に対する啓発活動が重要であるとの考えのもと、引き続き地域や各種会合に足を運び、啓発を進めてまいりたいと考えてございます。本事業全体としましては、令和元年度の577万4000円から851万7000円増額し、1429万1000円を計上させていただいております。令和2年度は、愛媛県が進めております、土砂災害警戒区域等の指定が完了することに伴い、平成29年3月に発行いたしました、西予市総合防災マップの改訂を行う費用として837万1000円を、また一昨年度からの事業として、愛媛県、愛媛大学、東京大学、宇和海沿岸5市町連携による、南海トラフ地震、津波から宇和海沿岸地域を守るための官学連携実践型研究への経費を300万円計上させていただいております。

また、平成29年度から実施しております各転倒防止対策費補助金としまして10万円。平成23年度から進めております防災士を地域の防災リーダーとして養成し、地域防災力の向上を図るため、防災士養成講座負担金や研修会等の参加費用などを計上させていただいております。なお、財源としましては総合防災マップの作成に関して、社会資本整備交付金418万5000円を充当させていただいております。

続きまして自主防災組織活動育成補助金でございますが、当市の自主防災組織は68組織、組織率は100%となっております。本事業全体としましては、令和元年度の460万円から120万円増額し、580万円を計上させていただいております。各自主防災組織においては、積極的に補助金の活用をしていただきましていただいておりますが、7月豪雨災害以降、これまで以上に問い合わせがふえてございます。平成30年度においても34件の申請がございましたが、今年度は現在のところ、37件の利用申請が上がっております。また、西予市議会からも御提言いただいておりますが、令和元年度に創設されました、愛媛県50%と西予市補助50%による、自主防災組織活性化支援事業費補助金として、予算額30万円の4組織の120万円を計上させていただいており、市単独の補助金とあわせて、地区防災計画の策定、訓練等の自主防災組織へのさらなる支援を行ってまいります。なお、財源としましては、先ほどの歳入で御説明さ

せていただきましたが、県補助金60万円を充当させていただきますいております。

続きまして防災行政無線デジタル整備事業でございます。令和元年度に継続費を設定させていただいておりますが、デジタル整備事業の最終工程として、宇和地区の整備工事を実施することとしておりまして、この経費として、令和2年度分として8億5391万4000円を計上してございます。

次に、平成29年度から3年間事業として取り組んでまいりました、生徒防災教育体験事業ですが、令和2年度も継続して実施するため281万2000円を計上させていただいております。こちらは、市教育委員会が創設いたしました、子ども教育振興基金事業を充当させていただいております。

以上、危機管理課所管分の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

谷川課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○井関委員

自主防災組織活動育成事業になるのかなと思うんですが、地域防災計画を各地域立てておられるということなんですが、私たちの地域、野村町の川東ではまだ全然計画が立ってないわけなんですけども、この計画というのは市全体でどの程度策定されてるんでしょうか。

○谷川危機管理課長

ことしの議会の事あるごとに御説明させていただいております今危機管理課としましても、それぞれの地区に見合った地区防災計画策定の支援を行ってございます。市が直接支援をさせていただいておるところで、先ほど説明させていただいた中にありました、海岸部の津波対策で共同研究で入っております明浜町の、現在2地区で、地区防災計画の策定支援を行ってございます。それと先般、夜間の訓練をしていただきました三瓶の北地区、具体的いうと二及地区になろうかと思いますが、こちらでは、それに一旦、地区防災計画の策定は完了しており、先般実施した訓練等で内容を検証しているという状況だというふうに伺っております。この地区防災計画に関しましては、策定した後市に地域の防災計画の中に取り込むという

ことが、国の防災基本計画で決まっておりますので、今後内容を見せさせていただきまして、西予市が防災会議を開く際に、西予市地域防災計画の中に、取り組むよう事務手続は進めていきたいと思っております。

また、次年度も引き続いて、そのほかの地区、まず地区の中、地域の中でやりたいというところを支援していくことが1番だと思いますが、その支援のための予算も計上させていただいておりますし、引き続き支援を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○井関委員

海岸部の2地区から計画ということでやりましたが、自主防災組織、西予市全体100%できているということでございましたが、なかなかこの計画を立てるところまでの組織委員になっているか言ったら、そうでもないと思うんですけども、その辺の、今後組織の育て方というか、そういうところはどのようなふうに考えておられますか。

○谷川危機管理課長

これも毎回申し上げているところではございますが、西予市この広域な地域の中で、面積を誇る中で、多様な自然に囲まれたところでありますので、それぞれの地域でやはり想定される災害というものが違ってまいります。そこらを見据えて、できる限りこちらのほうも各地域へ出向いて、直接対話をしながら地区防災計画の策定に取り組んでまいりたいと思います。ただし、行政側だけでは限界がございますので、現在活躍していただいております防災士の皆様とか、愛媛大学を始め各機関とも連携しながら、さらなる啓発を行ってまいりたいと思います。

現在野村も、農業のほうでこの前、訓練をしていただきましたけれども、それらを計画として形にさせていただくということも今後考えてまいりたいと思いますし、そういう動きをそれぞれの地区で展開してまいりたいというふうに考えてございます。

○井関委員

防災士のほうも、私もとらせていただいたんですがリーダー研修も行かしていただいたんですけども、なかなかこれ、研修を受けたからといって、すぐにぱっとできるような話でもないというのが私の実感だったんですが、そういう中でやっぱり地域の自主防災組織等の連携の中で、この計画

を立てていかないけんと思うんですけども、これ、全体の計画が、全て出そうというのは大体どのぐらいを計画されているんですか。

○谷川危機管理課長

非常に難しいところではございます。68組織という組織数もさることながら、この地区防災計画に関しましては、自主防災組織の単位とかっていう考えではなくて、もう少し小さな行政区でもあとは、例えば事業所でもってというのが国の考えであります。大きな組織になりますと、なかなか細かいところまでの計画っていうのは、策定しにくい面もあるのかなというふうに思いますので、災害いつ起こるかわかりませんので、時間をただいたずらにかけていくっていうことは問題と考えておりますけれども、やはり、まず地区のそういう計画策定に向けた機運の高まりを見定めながら、そういうところからまず支援をして、それが横へ展開していくというのがいいのかな、理想的な流れなのかな、というふうには思っております。まだちょっと明確にいつまでという基準は出せるところまでは行っておりませんが、そういった支援を継続していく、それから防災士さんの、地域での役割というものを、もう少しきちっと確立するというのも一つの手段なのかなというふうにも考えてございます。

○竹崎委員

関連して質問させていただきます。今の説明でよくわかったんですが、今1番重要なのは、例えば、南海トラフでもたらされる大津波の件で、例えば、宇和島市と西予市三瓶町では津波の高さが違って出ております。9メートルを超える形になっております。その9メートルも場所によってまた違う。ですので、その津波がそのままずっと流れる地域もあれば、詰まった場所に最終的に高くなっていくという、そういう、地域によって違うので、各海岸部の地域ごとのそれぞれのプランが、シミュレーション化したものをひっくり返して、その地区によっての説明が必要だと思うし、それプラス、そこにおける自主防災組織の活動のあり方まで深くかかわっていきたいという思いがあるわけです。その辺のお考えいかがでしょうか。

○谷川危機管理課長

竹崎委員おっしゃるとおりだと思います。先ほど言いましたように、海岸部、西予市全体で考え

ても災害特性が違ってまいります。同じ海岸部でも、地域によって想定される津波の高さも違いますし、避難できる状況も変わってくると思いますので、地区ごとに丁寧なフォローが必要であるというふうに考えております。先般、行政報告会で御説明させていただきましたけれども、県が策定を進めております津波に関する基準水位に関しても、ちょうどいい機会であるにとらえて、また津波災害に対する啓発は進めてまいりますし、愛媛大学、東京大学、それから南予5市町の連携事業も、ことし最終年度になりますけど何らかの形で地域に還元できればいいのかなというふうに考えてございます。

○竹崎委員

ぜひ、そのこのところ、より地域にとって有効なプランになるようにお願いしたいことと、あわせて12月議会の際に、高校生が質問してきた内容にもありましたように、先ほどの説明に一部関連があるんですが、標識の設置ですよ。これはぜひ、視認不可能なところについてはわかりやすく、しかも前も言いました、小さいものではなくて、はっきりとわかる、その地域の人は当たり前ですけども、そこを通った人や地域に不慣れな人、そういう人でもすぐにわかるようなものにしておくべきだと思うんで、その辺の対応は、具体的にどうされてるかちょっと教えてください。

○谷川危機管理課長

まず先ほど説明させていただきました、避難所の標識ですけれども、大きく分けて二つ御説明させていただいております。指定避難所に係るもの、こちらは災害種別ごとでわかる標識の設置に努めてまいりたいと思います。津波でしたらだめだとかですね。今ちょうど明浜支所の門扉のところにありますけれども、災害ごとに利用可能かどうかを判断できるもの。それからもう1点としましては、先ほど委員からおっしゃられましたように、津波の緊急避難場所、これが設置からかなりの年数がたって、視認できなくなるという声はかなり聞こえてまいりましたので、そちらのほうの更新を考えてございます。

どちらも、できますれば、これからまた検討には入るんですけども、夜間でも視認が可能なような、蛍光系の標識等の設置に努めてまいりたいと思います。さらに、今年度の予算ではちょっと対応が難しいのでございますが、幹線道路から緊

急避難場所への誘導の標識についても、また今年度検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○竹崎委員

今言っていただくと、非常に心強く思います。先般、先ほど言われた北地区の夜間の避難訓練の際にも、道路に矢印をつけて、蛍光塗料で。ですから、夜でも地域の人が、この道を逃げればいいんだっていうことを、お互いが確認し合いながらやられてました。ですからそういう意味で、夜間でも視認可能な、そういう蛍光塗料等を使って、ぜひ住民の安心安全に結びつけていただきたいと思います。返答は結構です。お願いします。

○中村敬治委員

昨年の全国各地の災害の状況を見てもおわかりいただけるように、千葉県でも、一つの例としては、県下全域がああいうような風水害に見舞われたわけですが、そういうようなことを想定しますと、愛媛県でも全域が被災するというようなことになりますと、災害での相互の応援というの、近隣市や町からはなかなか受けにくいわけですが、県を超えて、災害時の相互応援協定というか、そういうものについては今後どうように考えておられるのか。北海道の黒松内町を相手にしても、なかなかこれはちょっとまた余りにも離れておりますので。やはりこの四国の中、中国地方、あるいは九州、そういうところを射程距離において、お互いが助け合うというような協定を結ぶ必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。その辺、お考えを聞かせていただいたらと思います。

○谷川危機管理課長

実際当市も平成30年7月豪雨の際には、さまざまな地域からの応援をいただいて、乗り越えることができました。県内の市町は愛媛県と20市町相互応援協定を結んでおりますし、またこれも特色的で有効だったんですけど、カウンターパートということで、南予地区が被災した場合には東予・中予地区から、東予のほう被災すると、南予のほうからというような形で、実際に応援市町を決めてふだんからの訓練への、相互の参加とかということを進めてございます。ただこれ、風水害等局所的な場合には有効であろうかと思いますが、南海トラフのような、四国全域が被災するような大規模災害になりますと中村委員おっしゃ

られたように、非常に近隣の市町の応援だけでは不十分ということもございます。

現在全国市長会とか、全国知事会とかっていうことで、ブロックごとの中四国ブロックとか、大きな枠組みもおさえていただいておりますし、また総務省が、ちょうど平成30年7月豪雨のときから、対口支援ということで、中に立って応援、市町を被災してないところから被災市町へということで、当市も熊本市が入っていただきましたけれども、昨年災害のときにも愛媛県チームとしまして、福島県の本宮市へ支援をさせていただきました。そういう枠組みを利用しながら、個別の応援拠点もまだ必要なところも十分理解してはございますが、まだ2年目となる対口支援のシステムとかですね、そちらのほうの構築、また協力にも努めているところでございます。現状はそういったところでございます。

○中村敬治委員

心強いそういう今後の方針が示されたわけですので、休まず積極的にそういう協定をお互い結んでいく必要があると私も思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでもう一つ、165ページの災害用備蓄物資整備事業というのがありますが、これは、西予市内の各町に置かれておると思うんですが、具体的にはどこへ、西予市宇和町であれば何カ所ぐらいというようなことが、物資の備蓄場所を具体的に教えていただきたらと思うんですが。

○谷川危機管理課長

当初は各支所単位という形で備蓄をしておりましたけれども、やはり同時災害、多数災害ということも考えまして、できる限り分散備蓄するように指示をしております。宇和町ですと、各公民館単位ぐらいに分けて保管をさせていただいておりますし、海岸部ですと、市が別途構えた高台への倉庫も含めて、可能な限り分散して備蓄するように努めております。

○菊池委員

同じく165ページですが、災害用資機材・施設整備事業、これ先ほどにも話あったんですけど、高校生議会というのをやりまして、高校生との話を聞いておりましたときに思ったんですが、避難場所の看板や誘導看板、そういうのは全国とか県で、統一のスタイルというかそういうのがあるんでしょうか。

○谷川危機管理課長

現在はJ I S規格で定められた規格の標識がございますので、西予市もそちらを導入するように検討してございます。

○菊池委員

その時にやっぱりよく目立つということ言うたら、統一的な色にしたりとか、そういうこと、西予市だけでも、よそから来た人にはぴんこないとは思いますが、そこら辺何か工夫して、さっき言われたように、観光客やビジネスでこられた方もわかるようなそういう、工夫をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

○谷川危機管理課長

J I S規格でいうと色は今、それぞれ避難所等に設置してますけど、白地に緑で、それぞれの表示、これは先ほど言った規格で決まるところですので、先ほど申し上げましたように、蛍光色で夜間でも視認可能であるというような形、それから日本語表記だけでいいのかという問題も含めて、また検討して設置させていただいたらと思います。

○井関委員

情報システム整備事業なんですけども、雨量計を設置して、予測体制を強化するという事になっておりますが、大体どの程度の雨量計をどの範囲に、肱川沿いがメインになると思うんですけども、どのぐらい設置する予定で、それをする事によって精度がどのぐらい上がるんですか。

○谷川危機管理課長

まず雨量計等に関しては、既に国や県の機関等が設置しているものが多数あるかと思います。今回設置させていただきますのは、国や県の雨量計の当然設置してない箇所、最近の雨量の状況とかを見させていただいて、警報基準に至る雨量がよく観測される箇所、雨量計が設置されていない箇所ですので、今考えておりますのは、野村の1番奥の大野ヶ原と、それから城川の魚成、それから高川というところを考えてございます。

導入するのは、基本的にアメダスとか通常の観測ができて、自立式でデータを常に送っていただく、機種を今のところ選定する予定とさせていただきます。機種が、西予市だけではなくて、近隣の自治体にも設置が進んでいる機種でございます。例えば大洲地区の広域消防で、内子と大洲に1カ所ずつ、それから八幡浜市で3カ所、宇和島

市で9カ所、松野町で3カ所、愛南町も次年度設置予定とされておりまして、お隣高知県の梶原町も6ヶ所、この機種を選定して設置しております。ですので、もう少し西予市を越えたエリアで連携した雨量観測とか情報提供、それぞれの市町が連携した対応も可能ではないかということで、今回予算としても計上させていただいている次第でございます。

○井関委員

大体、西側から天気は変わってくると言われていますので、九州との連携も考えていく必要があるのかなと。線状降水帯ということになってくると、なかなかこう予測をしにくいのかかもしれませんが、こういう雨量計をいろいろなところに設置することによって、その予測が可能になるのであれば、やはり九州の辺とも連携をとる必要があるのかなと思うんですがその辺はどうですか。

○谷川危機管理課長

まだ具体的に、そこまでの検討は行われてないのが事実でございます。今後そういう方向性も含めて検討させていただきたいと思ひますし、もう一つ、先ほど説明させていただいた中で、県の災害情報システムの高度化っていうのが、負担金としてですけれども、現在の愛媛県の災害情報システムの高度化に関する負担金を組ませていただいた、その中の一つに、衛星画像とか、それから個人の方のSNSとか、カーナビの走行履歴等から、災害情報を入手するということも可能になる、AI分析も含めてなんですけど、そういったようなシステム改修も愛媛県でまとめて考えていただいております。そういうものも組み合わせながら、今後対応を検討してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長

ほかございませんか。

委員長交代いたします。

○兵頭副委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後0時10分)

○兵頭副委員長

再開を告げる。(再開 午後0時10分)

○佐藤委員

165ページの災害用備蓄物資整備事業のことでちょっと伺いをいたします。先ほど中村委員も言われておりましたが、市内で分散して備蓄をするっていうことと言われておりました。その中

で、私が今聞いたところでは3年たったときに、水とかの備蓄品を交換するっていうふうなことも聞きました。その備蓄品の内容、どういうものを、どのくらい備蓄されているのかをお伺いをいたします。

○谷川危機管理課長

具体的に申し上げますと、まず主食類はアルファ米、おかゆ、これはアレルギー対応できるおかゆですね、保存用のパン、それから飲料水という形になるかと思います。先ほどのどれぐらいかということに関しましては、人口の約10%の1日3食分ということでございます、一応、保存年限は今5年のものを購入させていただいてございます。

○佐藤委員

保存期間5年のものをもっていうことでしたが、全ての物資のものを、5年の保存期間があるものを選ばれているわけでしょうか。

○谷川危機管理課長

今水も10年保存とか、長期保存ができるようなものもできてきましたけれども、一応当市の場合、5年である程度サイクルしながらで、消費期限が切れる前に訓練等で使っていただいて、防災啓発にも役立てたいという考えのもと、一応今は5年更新で運用をさせていただいてございます。

○佐藤委員

もう一つ、転倒防止の金具の分で10万円ほど予算をつけられてるっていうことでしたが、これは、昨年の実績で構わないのですが、大体どのくらいの件数、申請が上がってきてるでしょうか。

○谷川危機管理課長

この件に関しましては何回か御説明させていただいたこともございますけれども、平成29年度からこの事業を開始しております。29年度9件でございます。30年度3件、今年度2件というふうに、非常に利用していただく方が少ない状況が続いております。計上予算も年々減額しているところでございますけれども、非常に重要なことであるという認識は変わってございませんので、年度当初に、まず西予CATVの番組をお借りしての啓発と、それから、随時出前講座等に出向いた職員から、こちらの補助金の御案内等はさせていただいておるんですけれども、さらなる啓発には努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

私もこれは本当に大事なことだと思うんです。しっかりと啓発活動をしていただいて、転倒防止の金具の取り付けっていうのは本当に重要ですよっていうことをアピールしていただきたいなと思います。

もう一つ、防災士の養成っていうふうなことで言われておりましたが、現在西予市で、防災士っていうのは何名いるのか、それと危機管理課で、防災士の養成って言われてますが、どのくらいな規模、何人ぐらいを養成したいなっていうふうなことで考えられているのでしょうか。

○谷川危機管理課長

この防災士の養成に関しましては、愛媛県を挙げて取り組んでいるところでございます。

人数ですけれども、平成29年度末で220人、30年度末で258人、今年度は令和2年2月末現在ですが304人、今年度46名の方が新たに新規取得をしていただいている状況でございます。これはあくまでも、愛媛県からの補助事業を活用して受講された方というふうに考えておりますので、全体としてはまだ、もっと個人で取得された方を含めるとかなりの人数がいらっしゃるのではないかと、というふうに考えております。特筆すべきことは今年度、小学5年生の男の子が1人、防災士試験をパスして、防災士になっているところでございます。次年度も引き続き、課として取り組むということをお願いしておりますので、県の養成事業としまして60名分の予算を計上させていただいており、また自主防災組織等を通じて、募集を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

もう一つ聞いたのが、危機管理課として、どのくらい防災士が必要と思われておりますでしょうか。

○谷川危機管理課長

危機管理課としましては、数もふえていくことは、非常にうれしく頼もしいことではございますけれども、全体の数というよりは各地域に、満遍なく防災士さんがいていただいて、その方が地域防災のリーダーとして活躍していただけるような環境づくりを進めたいというふうに考えておりますので、当初3年間の事業だったというふうに認識しておりますけれども、それでは最初にとられた防災士さんが年をとられたりとか、現役を引退

されたときに、また後継者がいなくなるという問題もあるので、引き続き西予市からも県にこの事業の継続を要望しているところでありますので、各地域でそれぞれ、防災リーダーとしての役割を担う防災士の養成に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○兵頭副委員長

委員長交代します。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後0時17分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後0時17分）

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、危機管理課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後0時18分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後1時15分）

それでは、続きまして、議案第39号令和2年度西予市一般会計予算税務課所管分を議題といたします。浜田税務課長の説明を求めます。

【税務課】

○浜田税務課長

それでは、議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、税務課所管分につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入の部より御説明いたします。予算書13ページをお開き願います。1款1項1目個人市民税予算額11億4390万4000円、前年比3140万4000円の大幅な増加となっております。主な理由といたしましては、平成31年度現年分におきまして、平成30年7月の豪雨災害による被害額をもとに計算を行います。雑損控除の関係による大幅な減収を見込んでおりましたが、今年度においては、雑損控除による減収は昨年度よりは少ないと予想されますので、昨年度と比較いたしますと2452万5000円と大幅な増額を見込んでおります。次に、2目法人市民税におきましては、予算額1億5494万

8000円を計上しております。前年比748万4000円の大幅な減となっております。この主な理由といたしましては、法人税割におきまして、税制改正による税率が9.7%から6%への税率の軽減がありまして、本年度の税収より影響がありますので748万4000円の大幅な減収を見込んでおります。次に、2項1目固定資産税、予算額13億7808万8000円、前年比90万7000円の減になっております。主な理由といたしましては、土地におきまして昨年中、地目を田から畑、宅地への変更が多数あったことにより、評価額の増額となったことによる323万8000円の増額を見込んでおりますが、家屋におきましては平成30年7月豪雨災害による家屋の解体や、被災物件の損耗補正による大幅な評価額の減額が昨年に引き続き予想されますため227万7000円の減。また償却資産におきましても太陽光発電施設の増加による増額も予想されますが、災害による特例減免での減額もありますので186万8000円の減収を見込んでおります。次に、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては1451万3000円で、前年比31万2000円の減価償却による減額になっております。続きまして、3項1目軽自動車で、本年度予算額1億5086万7000円、前年比437万9000円の大幅な増額であります。主に、10月の消費税増税前の購入台数の増を見込んだことによるものでございます。

次に予算書14ページをお開きください。3項軽自動車税2目環境性能割でございますが、これは昨年10月から導入されたもので280万円の税収を見込んでおります。次に4項1目市町村たばこ税は、予算額2億1375万1000円で喫煙者の減少はありますが、税率の引き上げによる59万3000円の増収を見込んでおります。次に5項1目鉱産税につきましては、前年と同額の8,000円を見込んでおります。以上、市税総予算額30億5887万9000円、前年3047万3000円の増となっております。

続きまして、予算書21ページをお開きください。12款2項1目総務手数料、2節税務手数料でございまして、予算額345万2000円前年比24万円の減となっております。これは前年の実績を用いております。続きまして、予算書32ページをお開きください。14款3項1目総務費委託金、2節県民税徴収事務費委託金は、予算額4880万円で前年比36万円の増となっております。これは、個人市民税とあわせて県民税も当課で徴収しておりますの

で、その取扱費でございます。個人市民税の増収が見込まれますので、増の予算となっております。次に予算書38ページをお開きください。19款1項1目延滞金予算額349万1000円で、前年比24万円の減となっております。これも前年の実績を用いております。

続きまして歳出の説明をいたします。なお正職分の職員給与費におきましては、総務課所管のため省略させていただきます。

それでは予算書64ページをお開き願います。税務課所管は、2款2項1目税務総務費3事業と、2目賦課徴収費6事業でございます。税務総務費におきましては、予算額1億5728万円、前年比212万7000円の増額となっております。増額の理由といたしましては、今年度2名の職員が育休を取得しますので、その代替事務補助といたしまして、2名会計年度任用職員を雇用いたします。給与費の増でございます。続きまして賦課徴収費、予算額4348万8000円、前年比2904万2000円の大幅な減額となっておりますが、主な理由といたしましては、平成31年度固定資産税の賦課事業におきまして、令和3年度評価替の準備にかかります費用のうち、宅地の鑑定委託料2891万2000円を計上していたことによるものであります。

以上御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○佐藤委員長

浜田課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○菊池委員

固定資産税のことなんですけど、高山線に風力発電の風車ができましたね。多分あれ西予では風力発電はそこが最終と思うんですけど、この関係で固定資産で多分入ると思うんですが、だいたい具体的にどのくらい入るか、わかりましたらちょっと教えていただきたいんですけど。

○浜田税務課長

菊池委員から質問がありました風力発電につきまして、わかる範囲で御回答いたします。まず、風力発電の税額といたしましては、固定資産税の中の減価償却費に当たります。それで今年、令和2年2月から、1事業の改修をされましたので、お客様の申告が令和3年1月31日までとなっております。その関係で、固定資産税は令和3年度

より課税となります。その折1月31日までに、会社のほうから申告書が上がりまして、その申告の金額によって税額を計算する関係で今のところちょっと税額がわからない状態となっております。ただし、償却資産の取得価格の金額が、申告されましても、市税の条例によりまして、3分の2に減額するという形をとっておりますので、ちょっと少な目に入る予定となっております。

○中村敬治委員

今、風力の話をしましたので、太陽光パネルはたくさん設置されておると思うんですが、これの固定資産の減価償却などの取り扱い、いろいろ発電能力によって違うのかなと思っておりますけれども、どのような取り扱いになっておるんですか。

○浜田税務課長

中村委員からの質問なんですが、太陽光発電につきましても、御本人からの償却資産の申告をしていただきます。その折に来年度、その取得価格によりまして、来年度から課税をしていくんですが、1年1年償却されますので、年々金額は下がっていきますが、17年をかけて償却して償却資産をかけていきます。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、税務課所管分について原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時28分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後1時33分）

【復興支援課】

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、復興支援課所管分を議題といたします。和気復興支援課長の説明を求めます。

○和気復興支援課長

それでは復興支援課関係の令和2年度西予市一般会計予算につきまして、御説明申し上げます。

歳出予算の説明いたしますので予算書63、64ページをお開きください。2款1項20目復興推進費におきまして、右側にごございます事業概要の欄で当課が所管しております事務事業名と予算、その概要を説明いたしたいと思います。復興支援課としては2事業ありますが、一つが復興支援事業で1587万9000円でございます。平成30年7月豪雨災害からの復興に向けて、西予市復興まちづくり計画に掲げました基本理念、基本施策に基づき、復興まちづくりを着実に推進するための関連費を計上するものであります。

予算の主なものとして、災害伝承展示室に関する業務委託料と愛媛大学連携推進協力金となります。委託料につきましては、災害伝承展示室整備委託料1243万9000円を計上しております。平成30年7月豪雨災害の記録と記憶の伝承及び、あらゆる教育の機会において防災教育の充実を図るため、その拠点となる施設を整備いたします。設置場所は、西予市野村町野村12号10番地の乙亥会館1階、旧カルチャー室並びに館内でございます。約8メートル四方の面積になります。災害伝承展示室は、次の4つの基本方針により整備いたします。

1. 平成30年7月豪雨災害の事実を伝承する施設
2. 復興への歩みと支援への感謝を発信する施設
3. 学習、教育の場として活用できる施設
4. フィールドへのゲートウェイ機能を有する施設です。

これらの基本方針により、災害の経験を風化させることなく、二度と同じような災害が起こらないようにするために、災害の事実を伝え、学び、防災意識の向上を推進する施設として整備いたします。また、町全体が学びの回廊であるという発想のもと、展示室から町へと誘導して、災害現場で学べるための案内についてもあわせて育成する計画です。公開は、令和2年7月5日日曜日の西予市復興まちびらきシンポジウムにあわせてテーブルカットを行う予定です。なお、展示室については12月議会の総務常任委員会において債務負担行為で説明させていただいているところでございますが、展示施設のイメージをお配りしております、資料14ページに添付しておりますので、御参考にござんいただければと思います。

続きまして、寄附金でございますが、愛媛大学連携推進協力金として94万5000円を計上していま

す。愛媛大学社会共創学部を中心とした教授、学生が西予市野村町をフィールドとして、復興まちづくりを愛媛大学と西予市が事業連携の推進として実施しております。令和元年においては6回のワークショップを開催し、毎回3名の教授と約10名の学生が、事業の一環として連携実施いたしました。大学の専門的知見と学生のフレッシュな感覚は、野村の復興において、既に欠かせないものとなっております。令和2年度においても6回のワークショップを、引き続き愛媛大学と西予市が復興まちづくり計画として連携して行うことを協議しておりますので愛媛大学連携推進協力金として予算計上したものであります。

次に二つ目の事務事業になります。復興まちづくりシンポジウム事業505万6000円でございます。12月20日の行政報告会にて説明させていただいておりますが、令和2年7月5日日曜日に西予復興まちびらきシンポジウムを開催するに当たり、必要な経費を計上するものでございます。シンポジウムは、昨年開催した追悼式にかわるものとして計画しているもので、亡くなられた方に対し、哀悼の意をささげるとともに同時に防災、減災を学び、復興を後押しすることを目的に開催するものであります。主な経費の報償費25万円は、基調講演やパネリストの謝金です。費用弁償29万円は出演者の旅費となります。委託料388万3000円につきましては、午後の部に計画しております復興コンサートに関する経費で、舞台や音響設備に関する設置費用や、出演者及びスタッフの旅費となります。出演するアーティストは、野村出身で西予市歌を歌っていただいているYurica様と、野村の歌を手がけましたアカペラグループのINSPI様それから、災害時に駆けつけていただきご寄付をいただきました、さだまさし様になります。予算には、アーティストの出演料は含まれておらず、復興支援として御協力いただけることとなっております。また、献花台については8万円の委託料を計上しております。計画では7月5日から7日までの3日間、乙亥会館玄関ホールにて献花台を設け、自由献花を方式として哀悼の意をささげる場を設ける予定です。なお、シンポジウムと展示室について資料1から9ページを添付しておりますので、参考にござんいただければと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御

審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

和気課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○井関委員

復興支援事業なんですけども、町なかへ繰り出していく事業とつなげていきたいという話だったんですが、実際、今ここまで浸かったっていうところの表示っていうのが、なかなか町なか歩いていっても、目につかない状態なんですけども、1件大塚さんっていう個人の方が自分とこの家、ここまで浸ったんだよというところをツートンカラーにして、ここまで浸かりましたというところ、実際にやられてる方がおられるんですが、そういうことも含めて、もう少し目に見える浸水深、どこまで浸かったっていうのは、もう少し目に見えるような形にすればいいんじゃないかなと思うんですが、その辺の取り組みはどうなってますか。

○和気復興支援課長

復興支援課の事業といたしましては、浸水深の表示の部分についてを乙亥会館は考えているんですけども、それ以外のまち中での事業につきましては、建設課サイドの小規模集落事業の部分、右岸側ですね、あちらのほうでモニュメントなりを合わせた浸水深を考えておられますので、そのワークショップとあわせて、建設課と連携して、そういうものが設置できればなと考えているところでございます。

○井関委員

右岸側はモニュメント等でできるというのは私も聞いているんですが、よいよの商店街、町なかでもある程度ここまで水深が来たんだよっていうところを、その伝承室を見た後に町なかをまわられるときに、やっぱその場所でここまで来てたのかなっていうのが、わかるようなことはやっていくべきじゃないかなと思うんですが、その辺はもう、それは建設になってしまうんですか。

○和気復興支援課長

ただいま井関委員から質問がありましたように、私どもとして考えておるのは右岸側は令和2年度やっていくんですけど、町なかに含めましては、多分令和3年度以降になって建設課内の事業、どの事業が使えるかわからないんですけど

も、町なか整備とあわせた中で、そういう浸水深というふうなものを、中でお願いできればなと考えております。

○竹崎委員

防災教育の拠点としてというすばらしい説明がありました。そのことに災害を風化させないと、学びの施設としてという説明もありました。

案内人の育成ということをおっしゃっています、何人ぐらい予定されているのか。そして、面積が8平米ということを言われたので、その中に4つそのエリアがあるというんですか。8メートル角ですごめんなさい。だから、その中で、4つのブロック設けて、案内人がということになったときに、その1人で恐らくやっていけないと思う。その辺の組み立て、予定をどのように考えられているか、そしてもう1点が、特に小学校の3、4年生ぐらいだったら、地域を知るという学習があると思うんです。そのときに大いに活用できるんじゃないかと思うので、その際にもまた、教職員への事前研修等は予定されているのかどうか、その2点お願いします。

○和気復興支援課長

ただいま御質問いただきました竹崎委員の、何人ぐらいその案内人の育成をということでございますが、案内をするというその拠点、乙亥の展示室からの拠点から外に出ていく案内人として今考えているのが、野村のジオガイドの認定委員が今4名おられるんですけども、案内人さんをこの大災害と合わせたそのフィールドから、外へ出ていって地域資源もあわせた中で案内というふうなことを考えております。ですので、中だけで細かくその中を案内するというふうな中で案内っていうのは、まだ今後、乙亥会館の施設の管理も含めた中で協議していきたいなと考えているところでございます。それから、小学校3、4年生授業の活用ということでございますが、ちょうど、去年の12月に校長会で、この展示室が整備していくということの中で、年間を通した防災学習も含めた中で教育のほうをお願いしたいということを言っておりますので、また4月に入りましたら、また校長会も含めて、学校とこういう展示室の活動についてお願いしたいなと考えておるところでございます。

○竹崎委員

よくわかりました。ただあの中で説明して、パ

ネルを見て今後ここですよということを注目した上で外へ出るという形が多分1本、子どもたちにとったら、説明を受けて現実の場に行って、それを体感するっていうのはすごく大きいと思うので、そういう意味を込めて中も外も関連したかわりができたほうが、より来館する子どもたちには、すばらしい学びになるんじゃないかなと思うので、ぜひそこも含めて御検討ください。以上です。

○和気復興支援課長

ありがとうございます。そのように実際にはその子どもたち、特に低学年になってくると、やはり説明していかないとわからないと思います。今後、協議させていただいたと思います。ありがとうございました。ほかに質疑はありませんか。

○兵頭副委員長

さだまさしさん、Yurica.さん、INSPIさんですかね。その方のコンサートのときに1,400ぐらい人を入れるという予定だと思うんですけど。コンサートのときの1,400人という入れ方の以前は町民ということで聞いたんですけど、これ何か選考の仕方というか、恐らくもっと来るんじゃないのかと思うんですけど、そこら辺の対応はどうなっておりますか。

○和気復興支援課長

ただいま兵頭委員の質問にありました、コンサートに来られる方の人数と選考ということでございますが、現在考えておりますのは乙亥の中が、今いっぱい入れます計算でいきますと1,100人入れるようにしております。参考資料の5ページを見ていただいたらと思うんですが、会場数のところがあると思うんですけど、4ページの左側の会場でございます。真ん中の青色の部分、アリーナの部分ですが、大体ここに510席、パイプイスを並べた510席、それから手前側の青色大アリーナの席が出せる部分で階段状の、そこに246、それから黄色の2階の指定席が大体で330から340ぐらいで、オレンジ色の立見席を含めた100席で大体1,100席でございます。今、考えておりますのはさだまさしさんの御意向もありましたように、災害に遭われた方に対して歌を聞かせてあげたいというふうなことで、できれば内々でも協議し、市長とも協議させてもらったんですけども、市内の方を中心に呼びかけをしたいということで、第1弾といたしまして4月に早速、応募を開

始したいと思うんですけれども、被災者、特に住居罹災証明を出している方、約610件ほどあるんですけれども、その方々に対して、第1弾として、応募をかけたいと思っております。1人あたり2人の応募で集めようかなと思っております。その中で、こちらの見込みとしてはやっぱり500から600ぐらいは来るかなと思っております。その残りの分については、また、一般の西予市内の方々に応募をかけまして、残りの500なり600の数をコンサートに来ていただくような方向でしたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。

○中村敬治委員

11ページに配信もらっております、災害伝承展示室の整備についてというところに、整備スケジュールとありますが、これは既に整備業者選定作業はこれ1から2月になっておりますから、もう終わっておるわけでしょう。私ちょっとわからないんですけど、この業者が選定されてもう既に着工されておるかなと思うんですけれども、その辺ちょっと教えていただいたらと思います。

○和気復興支援課長

提出のほうにつきましては、選考後、12月に行いまして、展示室を松山のセキ株式会社と、それからVR、ARにつきましては、東京になりますが、松山には営業所があります、日本工営この1社で2月28日に契約をいたしております。今現在、資料とまたそのセキ株式会社、日本工営、西予市と入って協議を進めながら今進めているところでございます。

○佐藤委員長

ほかございませんか。以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算復興支援課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後1時52分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後1時55分）

【監理用地課】

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、監理用地課所管分を議題といたします。小玉監理用地課課長の説明を求めます。

○小玉監理用地課長

議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算につき、監理用地課所管の事業に関して御説明をいたします。歳出予算は、予算書の61ページから63ページまでとなります。2款総務費1項総務管理費18目監理用地費でございます。目全体の予算額は6878万6000円、前年度よりも552万7000円の増額となっております。その大まかな変更点として、臨時職員の人件費が会計年度任用職員給与費として別途事業立てされたこと。そして、道路地籍整備事業の再開に伴い、測量委託料を新たに計上したことが挙げられます。

それでは、事業ごとに説明をさせていただきます。まず、監理用地庶務事業は予算額124万8000円で工事の発注や備品購入などに際しての入札及び契約、そして、公共事業により取得する用地の登記という当課が行う事務全般に係る庶務的な経費を計上するものです。その内容ですが、入札参加資格要件となる建設会社の施工実績や、技術者の状況などの情報検索を行うためのシステムの利用料、あるいは契約実務に係る書籍の購入、登記に必要な印鑑証明などの手数料や郵便料、公用車の管理に係る経費などとなっております。続きまして、電子入札システム共同利用事業は、予算額311万6000円で愛媛県と県内の16市町が共同利用する電子入札システムの運営費に係る西予市の負担額を計上するものです。負担額の積算基準は、システムの保守管理と、年度内に予定するシステム改修の経費について、大枠として2分の1を県が負担し、残り2分の1を市町が、それぞれの入札件数に応じた割合に基づいて、按分負担することとしております。なお、当初の開発費や過年度に行ったシステム改修費は、おくれて参加した市や町も公平に負担すべきものであるとの考えで、それらを毎年度再計算して、調整額を算出するような細かな積算方式がとられております。本市におきましては、令和2年度におきましても災害復旧関連工事を初めとして、多数の工事が入札発注となる見通しでありますので負担金について

は本年度と同額の予算計上としております。次に、道路地籍整備事業です。予算額790万4000円で、市道の道路敷となっている用地の未登記箇所について、改めて測量を行い、所有者の使用承諾などの手続を進めるもので、測量器の検定料や衛星測位システムに係る回線料、測量製図システムの保守委託料、そして、職員では実施が難しい急傾斜地などへの対応として、業者委託により調査測量を行うための経費を計上しております。平成30年7月豪雨に伴い、この事業は現在中断となっておりますが、これを今回再開し、推進することによって前年度よりも予算の増額計上となっております。なお、西予市議会から令和元年10月10日付けで、政策提言をいただいておりますのでその中で、道路地籍整備事業についての取り組みを進めるとともに、今後も問題が生じないように努めていくようにとのことでございますので、職員体制なども整えながら、計画から著しく遅延することのないよう進めてまいりたいと考えております。次に、会計年度任用職員給与費で監理用地庶務事業302万2000円、道路地籍整備事業217万5000円です。監理用地庶務事業では、土地開発公社の業務及び契約業務に携わる事務員が1名、そして、工事を初めとした入札指名願の受付業務、これは、2年に1度の申請受け付けを12月から1月にかけて行うことに伴い一定の期間、事務補助員を1名任用するものであります。また、道路地籍整備事業では測量補助、及び登記業務に携わる事務員を1名任用することとしております。

以上、歳出予算の概要でございます。なお、歳入予算は該当がありませんので、これにて、監理用地課所管の予算説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

小玉課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村敬治委員

電子入札システムの共同利用ということですが、最初スタートしたときは、非常に少なかったんですけども今説明ありましたように、16市町が参加しているということで、たくさんって非常にいいのかなと、いい方向になっておるなと思うんですけども、南予の市町ではもう全部加入され

たんですか。

○小玉監理用地課長

未加入の市町でございますが、南予にかかわらずちょっと申し上げたいと思うんですが、松前町と伊方町、鬼北町、松野町の4町でございます。

○井関委員

入札不落となった事業がたくさんあると思うんですけども、そういったものを業者にこういったものが入札不落になってますよっていうやつが、業者にまとまって届けられるみたいなんですけども、その内容というのが、県の場合は、全部その事業内容が閲覧できるみたいなんですけども、市の場合はその内容が閲覧できないってちょっと聞いたんですが、そのような方向になっとるんですか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時03分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後2時05分）

○小玉監理用地課長

入札不調になりました後の工事のことかと思いますが、毎月1度発注見通しを公開しております。あわせて、電子入札システムにおいて、情報公開も行っておりますので、工事の内容については、必要な情報はそこに記載されている。それをごらんいただくようにと思っております。以上でございます。

○佐藤委員長

ほか、質疑はございませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、監理用地課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては、原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時06分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後2時18分）

【まちづくり推進課】

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第11号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。一井まちづくり推進課

長の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは議案第11号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。本条例は市民の皆さんの通院、通学や買い物など、日常的な移動に不便を来さぬよう本市における生活交通手段の確保を図ることを目的に生活交通バスを運行するため、その設置や運行管理に関することを定めたものでございます。本市においては、公共交通の空白地域に生活交通バスやデマンド乗合タクシーを運行し、自家用車など、運転されない方などへの移動手段を確保してまいりました。料金は、昨年10月の消費税増税時に改定し、10キロ150円からとして運行しておりますが、料金の支払いが煩雑になったことから、改定後の利用料金に即した回数乗車券の発行について、利用者から要望が寄せられております。このことから、今回の条例改正は回数乗車券の料金設定を改定し、利用者に対する利便性の向上と利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。なお新たな回数乗車券のデザインサンプルにつきましては、配信資料のとおりでございます。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

一井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○井関委員

回数券となっていますが、これは払い戻しはできるんですけども、使うことがなくなった場合の払い戻しっていうのがあるんですか。

○一井まちづくり推進課長

現在のところ払い戻しは考えておりません。以上答弁とさせていただきます。

○井関委員

改定後、前の回数券も使えるというふうになっておりますけど、それはどういう金額で使えるんですか。

○一井まちづくり推進課長

現在は100円券の11枚というのみの発行となっております。不足額に応じては、現金で払っていただくようなということで、煩雑になっておるという現状でございます。以上、答弁とさせていただきます。

たきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時22分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後2時25分）

ほかに質疑はありませんか。以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第11号 西予市生活交通バス条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時24分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後2時25分）

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第27号 第2次西予市総合計画基本構想の変更について、を議題といたします。一井まちづくり推進課長の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは議案第27号第2次西予市総合計画基本構想の変更について、を御説明申し上げます。西予市は平成28年4月に「変革、それこそ夢と希望をかなえる唯一の全てである」をテーマに、市の最上位計画である第2次西予総合計画を策定いたしました。総合計画の根幹とも言える基本構想では、10年後、2025年の基本目標を、人口を3万5000人弱、市内総生産を800億円弱としており、その実現に向かって事業を推進しております。しかし、総合計画の策定から3年が経過し、国、県の方針転換や、市の財政状況、さらには平成30年7月の西日本豪雨災害により、社会情勢が著しく変化をいたしました。また、令和元年7月から10月まで実施いたしました市政懇談会では、市民の皆様からさまざまな御意見をいただいたところです。これら社会情勢の変化や市民の皆様の御意見を総合計画に反映するため、基本構想を変更し、行政内部においては、基本計画及び実施計画の変更を進める必要があります。基本構想の主な変更点といたしましては、人口推計産業構造などのデータについて、直近の数値に更新、また、令

和元年12月20日に閣議決定されました第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿った文言に関する変更となっております。それでは、主な変更箇所について、資料の新旧対照表を使用して御説明をさせていただきますので、配信の資料をごらんください。資料は右側が変更前、左側が変更後となっております、変更箇所は下線で示した箇所に変更後は赤字で表記をいたしております。1ページをごらんください。統計データの注意点といたしまして、過去に遡及して計数を改定しているため、過去の数値についても、直近のデータに基づき、一部変更しておりますので、御了承ください。2ページから4ページでございますが、2019年12月末の住民基本台帳に基づく、人口を表中に入れ、低位、中位、高位の人口推移を算出しております。5ページから16ページでございますが、統計書や地域経済分析システム、RESASなどを用いて直近の数値に更新をいたしております。16ページから22ページでございますが、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案した文言の変更になっております。変更のポイントといたしましては、関係人口の拡大、誰もが活躍できる地域社会の形成、持続可能な開発目標SDGsを意識したまちづくりの推進、Society 5.0の技術を生かした利便性の向上などを新たに盛り込んでございます。これらの変更点について、溶け込ませた改訂版の資料は第2次西予市総合計画基本構想となっておりまして、データの変更の根拠資料等についても、文末の脚注に記載をいたしております。これら、基本構想の変更につきましては、西予市総合計画策定条例第4条の規定により、西予市総合計画審議会に諮問をいたしまして、答申をいただいております。答申内容を最大限に尊重し、市政運営を進めてまいります。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

一井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第27号 第2次西予市総合計画基本構想の変更について原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、当委員会と

しては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時31分)

○佐藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時32分)

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第50号「卯之町はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について、を議題といたします。一井まちづくり推進課長の説明を求めます。

○佐藤委員長

議案第50号 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について、御説明を申し上げます。

卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業については、官民連携の手法であるPFI事業として、平成29年9月20日に、株式会社西予まちづくりサービスと特定事業を締結し、平成29年10月1日から令和14年3月31日の合計14年6カ月間を事業期間として取り組んでいるところです。このたび卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約について、令和元年10月からの消費税法及び地方税法の改正により、消費税及び地方消費税の税率が変更となったため、変更契約を締結しようとするものであります。変更内容としましては、元の契約金額19億3754万3767円のうち、増税前の事業費を除いた金額に、消費税増税分の差額である3138万7335円を上乗せいたしました19億6893万1102円に契約変更をするもので、去る令和2年2月14日に仮契約を締結させていただきました。以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

一井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時35分)

○佐藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時36分)

○一井まちづくり推進課長

先ほど御説明をいたしました。消費税、契約変更後の金額につきましては19億6893万1577円の誤りでございます。よろしく申し上げます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○中村敬治委員

契約の相手方の西予まちづくりサービスという会社ですね。この会社の現在の構成員といえますか、共同企業体みたいな形になつとるんじゃないかと思うんですけども、その構成員はどういうふうな会社が構成員になって、西予市内の業者はどういうところが入っておるんですか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後2時37分)

○佐藤委員長

再開を告げる。(再開 午後2時39分)

○一井まちづくり推進課長

S P Cの体制でございますけれども、代表企業としましては、株式会社四電工ほか代表企業でございます。構成企業としましては、齋藤忠穀工房、そして南海測量設計、四国開発建設、あとウエダの4社が構成企業でございます。協力企業としましては、新企画設計、マコトビルサービス、大成社、AMネクスト、どんぶり館、地域ブランディング研究所の6社でございます。うち、2社については、市内業者ということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○中村敬治委員

うち2社が市内企業と言われたんですけど、このどれに該当するんですかね。

○一井まちづくり推進課長

協力企業の大成社、そしてどんぶり館でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村敬治委員

S P C 5社ありますけれども、これはみな市外ということで、それでこの出資割合というか負担割合は、四電工が7%、齋藤忠が、南海測量が何ば、そういうのはわかるわけですか。

○一井まちづくり推進課長

今の御質問ですが、手元に資料を持ち合わせておりません。後ほど資料で提出をさせていただいたと思います。

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時41分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後2時46分）

○一井まちづくり推進課長

先ほどの消費税の分でございますけれども3138万7335円と申し上げましたが、正しくは3138万7810円でございますので、訂正をさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○中村敬治委員

これ先の話なんですけれども、この19億3700万何がしかの金額でこれ令和、いつまで言われたかね14年だったかな。令和14年が来たら、そのあとはどうなるんですか、一応年度ごとに予算を組んで、まちづくりサービスにお金を振り込んでもような形になると、その都度こう市の財産になってくると思うんですけれども、財産の管理をSPCがしていくわけなんですけれども、最終年度を担ってさらに後はどのような考えで今の時点でおればいいんですかね。任期満了じゃないけどその期間満了の後はどうなるのかなという気がするんですけど。

○一井まちづくり推進課長

現在14年6カ月間の契約でございますけれどもその後は、市の方に受け継ぐというような現時点の想定ではございます。したがって市の方の予算に置いて、維持管理運営ということを現時点では考えておるところでございます。

○佐藤委員長

ほかにございませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第50号 卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業の特定事業契約の変更について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時51分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後2時52分）

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第55号新市建設計画の変更についてを議題といたします。一井まちづくり推進課長の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

議案第55号 新市建設計画の変更について、御説明を申し上げます。

新市建設計画は、合併市町村がハード、ソフト両面の施策を総合的かつ効果的に推進するため、将来ビジョンや実施事業等を明記する計画であり、実施計画事業につきましては、その財源として旧合併特例債を借り入れることができるものでございます。当市におきましては、東宇和三瓶町合併協議会において、平成16年度から平成25年度までを期間とする計画を策定いたしました。その後、東日本大震災の発生を受け、旧合併特例債の発行期限が5年間延長されたことに伴い、当市におきましても、計画期間を平成31年度まで延長することとし、新市建設計画の変更について平成26年西予市議会第1回定例会にて御承認をいただいております。今回、平成28年熊本地震、平成30年西日本豪雨等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、事業の進捗に影響が出ていることから、合併特例債の発行期限がさらに5年間延長されました。当市においても、豪雨災害により、野村支所の建設や、卯之町はちのじまちづくり推進事業への進捗への影響があっただけでなく、新規事業として本署消防庁舎、野村支署消防庁舎の建設を盛り込み、合併特例債の有効な活用を図るため、令和6年度までの計画延長を行うものでございます。計画延長にあたっては、人口や決算などのデータ更新が必要となっており、計画の変更を行っております。今回、計画変更いたしました主な箇所について資料の新旧対照表を使用して御説明させていただきますので配信の資料をごらんください。右側が変更前、左側が変更後となっております。変更箇所は下線で示した箇所、変更後は赤字で表記しております。全ての項目において、直近の統計データに基づく数値の更新を行っております。また、事業費につきましては、平成30年度までは決算データに基づく数値、令和元年度以降は、予算や計画に基づく数値となっております。

それでは配信資料7ページをごらんください。公共的交通機関については、伊予石城駅、上宇和駅、卯之町駅、下宇和駅の市内4駅の利用者などの記載をいたしました。8ページをごらんください。下水道については、宇和处理区が令和4年度

に完了見込みであることから、文言の変更をいたしております。9ページをごらんください。ごみ処理、し尿処理については平成29年4月に、処理方法等に変更があったことから、文言の変更をいたしております。18ページをごらんください。安全安心の地域づくりに新たに、常備消防施設事業宇和本署、野村支署を追加いたしました。19ページをごらんください。愛媛県事業にはなりますが、河川堤防改良事業地すべり対策事業について、変更が生じたことから、一部変更を行っております。なお、県事業については、愛媛県からの連絡により変更をいたしております。20ページ以降につきましては、決算額、予定額による事業費となっております。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

一井課長の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○中村敬治委員

これ合併特例債が令和6年度まで使用可能になったということで、改定されておるようですけども、県事業もあるようですけども市事業では先ほど聞いた消防署というような話はちょっとお聞きしたんですけど、ほかに具体的に何か新たな事業計画が追加になったようなものがあるんですか。あるいは想定されておるものが、今後こういう計画ですから、変わる可能性もあると思うんですけども、何か新たに追加になるとかあるいは削除するとかいうようなものがあればちょっと説明願ったと思います。

○一井まちづくり推進課長

令和2年度以降の計画事業といたしましては、先ほど申しました消防庁舎の関係のほか、需要が継続的な事業もございますが、卯之町はちのじまちづくり推進事業、そして野村支所の建設事業、今回の合併特例事業として予定をいたしておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第55号 新市建設計画の変更について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案通り可決することに決しました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後2時59分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後3時01分）

○佐藤委員長

それでは続きまして、議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算、まちづくり推進課所管分を議題といたします。一井まちづくり推進課長の説明を求めます。

○一井まちづくり推進課長

それでは議案第39号令和2年度西予市一般会計予算のうち、まちづくり推進課所管分の主な事務事業名と予算、またその概要を御説明させていただきます。

歳入歳出予算につきまして、歳出予算から御説明いたします。予算書の53ページをごらんください。2款総務費1項総務管理費2目文書広報費を1736万円とするものです。当課所管分については、事務事業欄に記載しております。

広報せいよ作成事業799万7000円、ふるさとCM大賞事業2万4000円、ホームページ事業151万8000円の3事業でございます。広報せいよ作成事業は、毎月発行しております広報せいよの発行にかかわる事業でありまして、印刷製本費727万9000円が主な支出となっております。毎月市内全世帯に配布し、最新の行政地域情報を市民の皆様提供しております。また会員登録をいただいた市外の友の会の方々に、広報紙を毎月送付する費用も計上しております。なお経費財源の一部に友の会年会費及び広告掲載料108万円を充当しております。広報せいよにつきましては、平成31年全国広報コンクールにおきまして12月号が市部門で全国に相当する優先席を受賞し、あわせて1枚写真の部におきましても、9月号の表紙が優先席となりました。また、今年度の県広報コンクール審査におきましては、明浜町狩江地区の地域づくりを特集した10月号が市の広報紙部門で、昨年に続いて特選を受賞、明浜町の秋祭りの行事「潮垢離」の組写真が組写真の部で特選を受賞しております。ここ8年間連続しての特選や入選事象となっておりまして、市の知名度を県内及び全国に広く高める結果となっております。今後もさらなる紙面の充実等により、市民の皆様へ市政や地域情

報の発信を基本に市内外に広くアピールしていきたいと思います。

ふるさとCM大賞事業は、愛媛朝日テレビ主催のふるさとCM大賞に参加する団体を支援するものです。令和元年度は、大野ケ原小学校の大野ケ原もりあげ隊が見事大賞を受賞し、年間を通じて県内外に広く西予市の紹介コマーシャルが放送されました。ホームページ事業は、西予市ホームページのメンテナンスを行う事業でありまして、全額がシステム使用料であります。なお経費財源の一部に広告掲載料を14万4000円充当しております。

予算書の58ページから59ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、8目電算管理費を3億1643万7000円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しております通り、4事業及び職員給与費でございます。その主なものといたしましては、電算システム管理運用事業1億5644万3000円でございますが、この事業は行政事務の基幹システムであり、総合行政システムや戸籍システムを安定して稼働させ、各業務システムや機器の保守を適切に実施することにより、安定稼働の継続を図るものであります。主な予算はシステム保守委託料2311万4000円、システムリース料802万7000円、システム使用料3653万1000円であります。経費財源の一部にフルカラー高速印刷機の使用料1万円を充当しております。

電算システム開発導入事業3515万8000円でございますが、この事業は、法改正等によりに対応するための各業務システムの改修、新規システムの導入及び更新や情報機器の導入を行う事業であります。主な予算はシステム改修委託料604万8000円、地方公共団体情報システム機構負担金2873万円、中南予自治体クラウド協議会負担金5万円であります。なお経費財源の一部に、国からの番号制度事業交付金など1888万8000円を充当しております。公用車管理事業13万円でございますが、情報推進室で管理しております公用車の維持管理経費でございます。ネットワーク管理運営事業7344万1000円でございますが、この事業は西予市の本庁、支所、出先機関などの公共施設を結ぶ地域公共ネットワークシステムとネットワーク機器の保守管理を行う事業であります。主な予算はシステム更新委託料429万円、電算機器保守点検委託料2853万6000円、システムリース料2449万

2000円、システム使用料553万1000円、ライセンス使用料635万9000円であります。

次に予算書の60ページから61ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、11目情報推進事業費を2億873万3000円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり2事業でございます。CATV整備事業1億6494万4000円でございますが、主な事業は、宇和センターの放送通信機器の更新を行うものであります。関連がございますので、予算書9ページの継続費をごらんください。CATV整備事業における宇和センターの放送通信機器の更新にかかわる予算の総額は4億570093万円でございます。この工事においては工期が2カ年にわたるため、令和2年度は1億6010万3000円、令和3年度は2億9782万7000円の継続費を設定しており、令和3年7月から8月ごろに完成予定でございます。なお事業費の内訳は施工管理業務委託料473万円、工事請負費4億5320万円で経費財源には、市債4億5790万円を充当する予定であります。

予算書は戻っていただきまして60ページをごらんください。令和2年度の主な予算の内訳は宇和センターの更新にかかわる施工管理業務委託料170万3000円、工事請負費1億5840万円であります。なお経費財源の一部に市債1億6010万円を充当しております。光伝送路維持管理事業4378万9000円でございますが、市内全域に整備された光ケーブルの維持管理を行う事業であります。主な予算は、光ケーブルの移設、張りかえなどの修繕料2261万2000円、ケーブル共架使用料1535万8000円、電柱用地借上料540万円であります。なお、経費財源の一部に情報基盤施設貸付料1874万7000円と、光ケーブル移転補償費700万円を充当しております。

予算書の63ページから64ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、20目復興推進費を8145万円とするものです。当課所管分については、事業概要欄に記載しております被災者住宅再建支援事業800万円でございます。平成30年7月豪雨により、愛媛県内で被災し、住まいを失った方々の生活再建支援として実施するものです。これは西予市土地開発公社が分譲する宅地の分譲代金の2分の1、最大400万円を限度として補助を行うものであります。

予算書の71ページをごらんください。2款総務

費、5項統計調査費、1目統計調査総務費を2万6000円とするものです。統計庶務事業2万6000円でございますが、統計思想の普及啓発と統計の改善向上を目的として県及び県内市町により設立された県統計協会への負担金であります。同じく2目指定統計調査費を2085万3000円とするものです。その内訳は事業概要欄に記載しておりますとおり、6事業及び会計年度任用職員給与費でございます。令和2年度実施の大きな調査としましては、国勢調査事業1973万4000円であります。この調査は統計法に基づく基幹統計調査として、国の最も重要な統計調査で5年ごとに、我が国に住んでいる全ての人と世帯を対象に調査を実施するものです。調査員278名と指導員41名体制で調査票を配布し、回収する予定としており、主な予算は、調査にかかわる調査員等への報酬1736万5000円であります。なお経費財源に指定統計調査費委託金1973万4000円を充当しております。また、その他の調査期事業においても、全て予算は委託金を同額充当しております。会計年度任用職員給与費69万円でございますが、国勢調査事業の事務補助として、3カ月間で3名の人件費を計上しております。

予算書の73ページから76ページをごらんください。2款総務費、8項地域振興費、1目地域振興費を4億4545万8000円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しております通り、10事業及び会計年度任用職員給与費でございます。高齢者活動施設管理事業82万9000円でございますが、この施設は、城川町の野井川地区と川津南地区にある拠点施設であります。防災面でも地区唯一の指定避難場所となっており、2施設の維持管理料であります。なお、経費財源の一部に使用料など37万9000円を充当しております。

地域発「せいよ地域づくり」事業1億542万円でございますが、主に10年目を迎える地域づくり交付金事業でございます。自主自立の地域づくりを目指すため、平成28年度から手上げ型交付金を設け、これまでの4年間で地域づくり組織から107事業、事業費では1億3985万9000円を採択し、地域の個性あふれるさまざまな取り組みを支援することができました。また今年度におきましては、社会情勢が変化する中で地域住民にとってよりよい制度となるよう、地域づくり組織の代表者を交え見直しの検討会を行いました。地域の御意

見を踏まえた見直しは、主に交付金総額1億円の内訳変更であります。これまで基礎型交付金を6000万円、手上げ型交付金を4000万円としておりましたが、基礎型7000万円、手上げ型3000万円への変更であります。これは、地域内において自主自立の意識の醸成が進んでおり、基礎型を増額することにより、さらに地域内での話し合いの場が活発化することが見込まれ、また令和4年度の公民館の地域づくり活動センター化も見据え、より自治力の向上を促すことが期待でき、さらに手上げ型事業の発展継続に期待ができることによるものでございます。その他の予算につきましては、地域担当職員92名の時間外手当323万7000円、審査委員やアドバイザーへの謝金179万円などあります。なお経費財源の一部に地域振興基金など1億403万円を充当しております。

移住交流促進事業8489万7000円でございますが、この事業は、市外からの移住促進により、持続可能な地域社会を形成することを目的として、移住交流促進協議会の開催、移住フェアや移住ツアーなどのイベントへの参加や実施を行うものであります。また、移住者の住まいの確保を図るため、市内の空き家を借り上げて、必要な整備を行う取り組みも行うものであります。さらには平成28年度から取り組んでおります。西予市版田舎で働き隊の隊員10名の受け入れも行うものです。主な予算は、隊員等報償金2122万5000円、隊員の活動支援や移住交流促進業務委託料など981万4000円、移住定住空家活用住宅改修工事費1918万4000円、移住者住宅改修事業等補助金620万円です。なお経費財源の一部に、社会資本整備総合交付金1135万2000円移住者住宅改修等の県補助金など460万円と、市債310万円などを充当しております。

地域おこし協力隊事業800万円でございますが、協力隊2名の報償費及び活動経費であり、移住交流を推進する活動に従事していただくことを予定しております。集会所整備事業705万円でございますが、主な予算は市内の集会所改修事業の補助金700万円です。

ふるさと納税推進事業1億9974万5000円でございますが、この事業はふるさと納税を行っていただいた方に金額に応じた特産品を返礼品として贈呈し、本市や地元特産品などのPR、市内業者の販路拡大、地域経済の活性化につなげるものであ

ります。令和２年度は、新たにポータルサイトの追加やデジタルマーケティングを中心とした広報を行うことで、前年度より多くの方にふるさと納税をしていただくことを目指してまいります。主な予算は特産品代１億３３２２万円、ポータルサイトの利用料など３８８８万１０００円であります。なお経費財源に、ふるさと応援基金１億９９７４万５０００円を充当しております。

地域振興各種負担金事業２０５万８０００円でございますが、八幡浜大洲地区広域市町村圏組合のほか、当課所管の地域振興にかかわる各種協議会等への負担金であります。

木育推進事業４６万８０００円でございますが、ウッドスタート宣言以降、誕生祝い品として、西予市産材である木のおもちゃを贈呈しておりましたが、これからさらに、教育活動として幼保小中への「木育」を推進していくことで林業振興にもつなげてまいりたいと考えております。西予市においては、林業課、子育て支援課、健康づくり推進課など、関係課が連携して、当事業を推進しております。当課の役割は、東京おもちゃ美術館と連携した活動の推進であり、西予市らしい木育のあり方を検討してまいります。またこれまでの活動は児童生徒及び未就学児を対象とした取り組みが主なものでありましたが、大人を対象とした講演会を開催し、幅広い年齢層へ「木育」の取り組みについて周知を図っていきたいと考えております。主な予算は、講演会や講座開設にかかわる報償費３５万円等を計上しております。なお経費財源の一部に、ふるさと応援基金４２万２０００円を充当しております。

次に、小規模多機能自治活動拠点性施設整備事業４０２万７０００円でございます。人口減少に立ち向かうことのできる地域基盤の醸成と、それを支援する行政組織のあり方を見直すため、公民館を、社会教育を推進する施設から地域づくりの活動拠点とする計画を進める事業でございます。この計画の骨子をつくり上げるため、１月に西予市地域づくり活動センター市民検討委員会を立ち上げ、現在までに２回の委員会を開催しております。第１回は、会議の目的やこれからの活動内容について協議確認し、第２回では委員１５名で島根県及び広島県への先進地視察を行いました。委員会では本年１２月の答申に向けて、月１回から２回程度のペースで検討を重ねてまいります。主な予算は委

員への報償費２２４万６０００円、視察研修１１０万８０００円などであります。なお経費財源に地域振興基金繰入金４０２万７０００円を充当しております。

高校魅力化事業２２４万５０００円でございますが、この事業は市内の高校と連携しながら、公営塾を開設することで高校の魅力化を図り、生徒数の確保に努め、人口流出の抑制や移住定住促進につなげることを目的とするものであります。令和２年度は三瓶高校に公営塾を設置し、そのスタッフには地域おこし協力隊制度を活用して３名の隊員を任用いたします。主な予算はスタッフの活動経費や公営塾の環境整備に要する経費のほか、高校魅力化推進のための専門家派遣業務として委託料５５９万９０００円、及び全国への生徒募集のための経費として、１７６万円を計上しております。また令和３年度以降には、塾開設高校の拡大を予定し、最大７名のスタッフを地域おこし協力隊として任用することを目指しており、その募集にかかわる業務委託料として１９９万７０００円を計上しております。なお経費財源の一部に、ふるさと応援基金繰入金７５万９０００円、受講料など１１３万４０００円を充当しております。

会計年度任用職員給与費３９万９０００円でございますが、ふるさと納税推進事業の事務補助として、３カ月間で１名の人件費を計上しております。同じく会計年度任用職員給与費１００７万円でございますが、高校魅力化事業における公営塾運営にかかわる協力隊３名の人件費を計上しております。

予算書の７６ページから７７ページをごらんください。２款総務費、８項地域振興費、３目生活交通バス対策事業費を１億６６３０万４０００円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しております通り１２事業でございます。バス路線維持対策事業１億１４４万１０００円でございますが、宇和島自動車が運行する１９路線を維持するために運行事業者の収入不足額を事業者を支払うものであります。

一つ飛ばしまして地域公共交通確保維持改善事業４１万８０００円でございますが、市内の公共交通の運行について協議する西予市地域公共交通活性化協議会の開催経費であります。その他の各地域を運行する１０事業でございますが、市民の生活交通手段確保のため、廃止代替バス、デマンド乗合タクシー、生活交通バスなどの運行経費であります。なお経費財源の一部に、地域公共交通確保維持国県補助金や地域振興基金などを充当しており

ます。地区名がそれぞれ入っておりますので、説明は省略をさせていただきます。

同じく5目わがむらは美しく推進費を333万5000円とするものです。わがむらは美しく推進事業でございますが、昭和58年度から旧城川町で実施している城川地域の花いっぱい運動推進費であります。主な予算は民間への緑地管理委託料251万9000円であります。同じく6目交流促進事業費を440万4000円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり2事業でございます。

国際交流事業費336万円でございますが、西予市と関係のあるモンゴル国ドンドコビ県、及びドイツビュルツブルグへ赴き、産業経済など各般の交流を行いながら、相互の関係を密にし、お互いの地域の発展を図るための訪問に要する経費を計上しております。ビュルツブルグにおいては、ドイツシーボルト協会設立35周年の記念セレモニーへの出席も予定しております。姉妹市町交流事業104万4000円でございますが、姉妹町である北海道黒松内町と、両住民の相互理解や友好と絆を深めることを目的に行っている交流事業であります。今年度は野村地区のジオガイドと乙亥太鼓保存会委員の5名が7月に黒松内町を訪問し、イベント会場において7月豪雨災害の際にいただいた支援へのお礼を伝えたほか、西予市のPRなどを行いました。令和2年度は公募による小学生5名の訪問を計画しております。

予算書の78ページをごらんください。同じく7目まちづくり推進費を118万5000円とするものです。地域振興庶務事業でございますが、地域振興所管事務事業全般にわたる事務経費であります。同じく9目野村ダム周辺地域振興事業費を1203万6000円とするものです。

野村ダム関係交付金活用事業でございますが、水源の森を保全するための林道整備や除間伐事業に加え、農工商連携による軽トラ市、野村高校を含めた教育活性化のための事業、あさぎりロードイルミネーション設置事業などへ支援する予定であります。

予算書の79ページから80ページをごらんください。2款総務費、9項企画費、1目企画管理費を1億3157万7000円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり、10事業及び職員給与費でございます。行政改革推進事業の32万

4000円でございますが、行政改革に関する職員の研修経費であります。なお経費財源の一部にふるさと応援基金29万2000円を充当しております。行政評価推進事業552万円でございますが、第2次西予市総合計画の進捗管理に当たり、毎年度、各課が行っている事務事業の評価結果や総合計画の達成度を把握し、次年度の計画に反映していくものであります。主な予算は総合計画の進捗状況を図るための、市民満足度のアンケート実施にかかわる委託料129万8000円、総合計画基本構想、総合計画基本計画の見直し等によるシステム改修委託料100万2000円、システム使用料154万円であります。

創生総合戦略進捗管理事業8万9000円でございますが、西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略評価委員会の開催経費などであります。

公共施設等総合管理推進事業195万8000円でございます。市保有の公共施設約1,315件の多くが、築後30年から40年を経過しており、今後の施設の長寿命化や除却に莫大な財源が必要となることが予想されます。このことから、令和2年度は将来的な公共施設等の更新需要に備えて、長期的な視点で施設の集約化や長寿命化、除却対策を計画し、それらの財源の確保や財政負担の平準化とか可視化を図る目的として、個別計画を策定する計画としております。この計画策定のために、専門知識を有するアドバイザーを招聘し、令和2年度に中に各建物の分野別個別計画を完成させる予定です。あわせてGISを使用した公有財産管理システムと公会計システムに、現在、当課がエクセルで運用している施設の方向性を記入した財産管理シートを結合させ、財源や公会計の分野からも公共施設の方向性を可視化する計画であります。主な予算はアドバイザー経費173万4000円やシステム開発導入委託料78万1000円であります。なお経費財源の一部にふるさと応援基金53万2000円と市債60万円を充当しております。

オフィス改革事業385万3000円でございますが、働き方改革の一つの手段として取り組んでおります。4階オフィス改革モデル事業の効果検証に基づき、他のフロアへ順次広げていくためのワークショップ等にかかわる報酬や、旅費等及び備品交流の経費であります。なお、経費財源の一部にふるさと応援基金346万8000円を充当しております。

企画政策庶務事業347万3000円でございますが、当課所管事務事業の事務経費のほか、地域活性化研究支援補助金でございます。近年さまざまな地域課題がある中で、行政はもとより民間事業者や大学などの教育機関も、地域課題の解決に積極的に取り組み始めています。このことから、豊富な知識、技術、人材を有する民間事業者や大学が、地域課題や行政課題の解決に資する調査研究への支援として、補助金200万円を計上しております。

土地利用規制等対策事業11万3000円でございますが、国土利用計画法に基づく事務経費であります。なお経費財源の一部に、土地利用規制等対策費県補助金11万1000円を充当しております。企画政策各種負担金事業30万9000円でございますが、過疎対策協議会のほか、当課所管の企画政策にかかわる各種協議会等への負担金であります。総合計画策定事業9万9000円でございますが、西予市総合計画ダイジェスト版のデザイン改訂に関する経費であります。愛媛大学地域協働センター南予支援事業204万円でございますが、米博物館使用料144万円。地域協働センターを活用した教員、学生に対する市内宿泊補助金60万円であります。同じく、2目男女共同参画費を161万9000円とするものです。その内訳は、事業概要欄記載しておりますとおり事業でございます。おイネ事業227万1000円でございますが、日本医師会や愛媛県医師会、愛媛大学医学部などの協力をえて、医学研究や医療活動に対する女性医師等を表彰するものです。また表彰式典とあわせて市民参加型の講演会もしております。令和2年度は9回目の開催となりますが、女性医師の支援における都道府県医師会と行政の連携体制の深まりや地域おこしとしての広がり期待し、日本医師会、愛媛県医師会、愛媛県歯科、西予市の3者主催で実施したいと考えております。開催日については令和2年11月ごろを予定しております。主な予算は表彰関連経費176万9000円、講師派遣等委託料50万2000円であります。なお経費財源におイネ事業基金127万1000円を充当しております。

男女共同参画推進事業34万8000円でございますが、男女共同参画意識の向上や、女性活躍推進に関する研修会や市政の提言会の開催、また女性団体等の活動に対して支援するものです。主な予算は、研修会開催経費10万7000円、団体活動補助金

12万1000円であります。

予算書の81ページをごらんください。同じく3目ジオパーク推進事業費を2億5764万2000円とするものです。その内訳は、事業概要欄に記載しておりますとおり3事業及び会計年度任用職員給与費でございます。ジオパーク推進事業2313万4000円でございますが、第2次四国西予ジオパーク推進計画に基づき、ジオパークを通じた市民の郷土愛の醸成と経済への好循環を目指し、継続的な取り組みを市民とともに実施する事業展開を行うものであります。市内では、ジオパークに関連するさまざまな取り組みが進んでいる一方でジオパーク活動の市民への情報提供が足りず、ジオパーク活動の広がりがまだまだ足りない状況がございます。平成30年7月豪雨により受けた災害を教訓に、自分たちの住んでいる土地の成り立ちに一層の関心を持っていただくためのフィールドワークの開催や、防災減災学習講座を引き続き推進していきたいと考えております。あわせて、統一的な館開設看板や誘導看板の整備、ジオミュージックを絡めた動画やロゴマークなどを用いて、引き続きジオパークの情報発信の強化を図ってまいります。さらには市民へのジオパークへの関心を深めていただくための、市民ジオツアーなどへの補助や、四国西予ジオパークを舞台としたオリジナルすごろく作成を実施することとしております。なお、経費財源の一部に地方創生推進交付金814万9000円、ジオパーク推進基金1495万円を充当しております。

ジオパーク協力隊事業148万円でございますが、地域おこし協力隊の制度を活用し、ジオパークの継続に向けた事業の企画運営、実践やジオパーク拠点施設の活用提案、また、地域学の推進、ジオガイドの育成、小中学校等での普及活動、ジオパークを活用した地域おこしなどを主な業務として活動する隊員の活動経費であります。

ジオパーク拠点施設整備事業2億3031万6000円でございますが、西予市城川地質館の機能と、総合センターしろかわのホール機能を有した複合施設として整備する四国西予ジオミュージアム（仮称）でございますが、この施設の建設にかかわる予算でございます。関連がございますので予算書の9ページ、継続費にお戻りください。ジオパーク拠点施設整備事業における施設建設にかかわる予算の総額は7億8403万円でございます。この工

事においては、工期が2カ年にわたるため、令和2年度は1億3067万円、令和3年度は6億5336万円の継続費を設定しており令和4年4月の開館を目指しております。なお事業費の内訳は、設計監理業務委託料1485万円、展示及び本体工事請負費7億690018万円。経費財源には市債7億8380万円を充当する予定でございます。

予算書は、戻りまして82ページをごらんください。主な予算は、建設工事及び展示にかかわる設計業務委託料1257万円、総合センターしろかわ解体工事9372万円、建築工事1億2110万円であります。なお経費財源の一部に地方創生推進交付金66万7000円、市債2930万円を充当しております。会計年度任用職員給与費271万2000円でございますが、ジオパーク協力隊事業における協力隊員1名の人件費を計上しております。

予算書の83ページをごらんください。同じく、4目卯之町はちのじ事業費を3億9527万1000円とするものです。当課所管分については、事業概要欄に記載しております卯之町「はちのじ」まちづくり推進事業3億6895万7000円でございます。卯之町はちのじまちづくり基本構想に基づき、J R卯之町駅前、卯之町商店街及び重伝建地区の包括的なエリアマネジメントを官民連携で行うこととしており、令和2年度は主に、J R卯之町駅周辺の工事に着手いたします。主な工事の内容といたしましては、J R卯之町駅前のロータリー工事と合わせた駐車場、駐輪場、並びに、暗渠排水工事等を実施、加えてJ R卯之町駅に隣接する形で、新たに自由通路も新設いたします。また、駅前から商店街への案内版の設置のほか、商店街に速度抑制装置である「ハンプ」も随時設置していくこととしております。主な予算は官民連携施設整備等委託料3億6666万3000円、モニタリング支援委託料176万円であります。なお経費財源の一部に、社会資本整備総合交付金1億546万6000円と、市債10億1190万円を充当しております。

予算書の112ページから113ページをごらんください。13款諸支出金、2項基金費、1目基金費を4億8257万3000円とするものです。当課所管分については、予算書213ページの事業概要欄に記載しております。過疎地域自立促進特別基金事業3万6000円、お伊ネ賞基金事業3000円、ジオパーク推進基金事業1万3000円、研修基金事業1000円、ふるさと応援基金事業を3億8000万

1000円でございます。予算は、各基金の利息を積み立てるものですが、ふるさと応援基金事業は、利息及びふるさと納税事業による寄附金を積み立て事業に充当するものであります。

次に、歳入予算について御説明させていただきます。なお、歳出において充当の説明の中で重複する部分もありますので簡潔に説明させていただきます。予算書の19ページをごらんください。12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料の3節地域振興使用料におきましては、生活交通バス使用料として、運賃収入295万9000円と移住交流体験施設の使用料13万5000円でございます。

予算書の26ページをごらんください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金の1節総務管理費国庫補助金におきましては、番号制度事業交付金2580万8000円でございます。番号制度事業交付金は、番号制度推進に係る中間サーバー運用にかかわる経費や、地方公共団体システム機構の番号制度関連事務委託負担金にかかわる補助金であります。同じく、2節地域振興費国庫補助金におきましては、地域公共交通確保維持改善事業費国庫補助金158万2000円、地方創生推進交付金1626万8000円でございます。地方創生推進交付金は、第2期地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の進化のため、自治体の自主的・主体的な取り組みで先導的な事業を支援するものであります。

予算書の28ページをごらんください。14款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金の1節総務管理費県補助金におきましては、移住者住宅改修支援事業における県補助金310万円でございます。同じく2節地域振興費県補助金におきましては生活交通バス路線維持確保対策事業費県補助金177万3000円は、野村町の廃止代替バスに対する補助金であります。新ふるさとづくり総合支援事業費県補助金105万8000円は、小中学生を対象に及び、里、山のさまざまな野外体験プログラムに挑戦する四国西予ジオパークエスト事業に対するものでございます。

電源立地地域対策交付金事業費県補助金440万円は、電源地域で行われる公共施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付され、発電用施設の設置にかかわる地元の理解促進等を図るものでございます。当市は、野村町惣川地区に設置

されております水力発電施設が交付要件を満たしており、昭和56年度から補助金の交付を受けております。平成31年度も惣川幼稚園運営事業の財源として、一部として440万円を充当しておりますが、令和2年度についても同じく充当するものでございます。

原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金事業県補助金4800万円は、愛媛県が作成する地域振興計画に基づき、事業地域の住民の生活、経済及び社会に及ぼす影響を勘案して実施する事業に要する経費に対し交付されるものでございます。県から交付される交付金は、伊方原子力発電所施設から30キロ圏内に位置する明浜町、三瓶町を中心に、宇和町も含め、非常時の避難路として重要となる橋梁維持管理経費の財源に充当する計画であります。

移住支援事業費県補助金150万円でございますが、首都圏からの移住者に対して、市が支援した事業に対し補助するものであります。同じく3節企画費県補助金におきましては、土地利用規制等対策費県補助金11万1000円であります。土地利用規制等対策事業の事務に要する経費に対し、県の予算の範囲内で、前年度の土地取引に関する届け出件数の実績に基づき交付されるものでございます。

予算書の32ページをごらんください。14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金の5節統計調査費委託金におきましては、指定統計調査費委託金2085万3000円でございます。この委託金は令和2年度に実施されます各種統計調査にかかわる委託金であります。

予算書の33ページをごらんください。15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入の2節情報基盤施設貸付収入におきましては、情報基盤施設貸付料1874万7000円でございます。この貸付収入は、西予市光ファイバーの貸し付けに関する要綱に基づいて、市が保有する光ファイバー芯線の貸付料であります。貸付先は、情報基盤整備事業で整備しました光伝送炉を西予ケーブルテレビ株式会社や地域公共ネットワークで整備しました光伝送路の一部を、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの各携帯電話会社へ貸し付けております。同じく2目利子及び配当金の基金利子につきましては、当課所管の地域振興基金、過疎地域自立促進特別基金、ジオパーク推進基金、研修基

金、ふるさと応援基金の利子であります。

予算書の35ページをごらんください。16款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金の2節地域振興費寄附金におきましては、ふるさと応援寄附金3億8000万円でございます。

予算書の36ページをごらんください。17款繰入金、2項基金繰入金でございますが、当課に該当いたしますのは、18目地域振興基金繰入金1億9714万5000円、22目過疎地域自立促進特別寄附基金繰入金1188万1000円、24目お伊勢賞事業基金繰入金227万1000円、28目ジオパーク推進基金繰入金1917万2000円、32目ふるさと応援基金繰入金3億4237万4000円でございます。

予算書の40ページをごらんください。19款諸収入、5項雑入、4目雑入、2節総務費雑入でございますが、当課に該当いたします主なものは、広報せいよ広告掲載料96万円、西予市ホームページ広告掲載料14万4000円、広報せいよ友の会年会費12万円、光ケーブル移転補償費700万円でございます。

予算書の44ページをごらんください。20款市債、1項市債、1目総務債につきましては、歳出で説明させていただきました各事業の市債でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、当課所管の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上御決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤委員長

一井課長の説明は終わりました。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後3時55分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後3時55分）

○一井まちづくり推進課長

先ほど、電算システム管理運用事業の中でシステムリース料を802万7000円と説明いたしましたのが、8002万7000円の誤りで訂正をさせていただきます。

○佐藤委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○菊池委員

76ページデマンドタクシー、乗り合いタクシーのことについてちょっとお尋ねします。これ大体5年ぐらいを目途に見直し、見直しというのはそ

の時刻とかコースとか、やめるやめんは別として、そういうことをやるというふうに伺っておりますが、利用者の人から何人も聞かれるんですよ。というのはこの時間を少し変更できんもんかなと。行きはよいよい、帰りはつらいみたいでね、行きはいいんやけど、帰りの時間が非常に合わんで結局は家の人に連れていってもらようになると。私らとしても、できるだけこういのを利用していただきたいんですけどね。そこら辺のことどんなもんですかね、見直しという件では何か考えられていますか。

○一井まちづくり推進課長

今菊池委員申されましたように、利用者の方から一部時間帯の変更ということについては伺っておりますのでございます。地域によりましては、デマンド化によって解消したりとか、あと変更する場合でもスクールバスの運行と、いろいろ事業者が被ってデマンドの運行とか、被っております、その二つの事業を運行する中でどうしても時間帯が合わない部分があるのは事実であります。しかしながら、現在新たに三瓶地区のほうでもデマンド化の検討をしておるわけなんですけれども、できる限り希望者、特に帰り便の時間帯に合うような検討は地元の方と調整しながら、あるいは事業者と調整しながら、進めておりますので今後、路線ごとに、時間帯については十分に御期待にそえるものかどうかわかりませんが、検討はしていくようにいたします。以上答弁とさせていただきます。

○竹崎委員

74ページです。高校魅力化事業、一般質問させていただいた関連でスタッフ3名というふうに伺いました。この3名についても人選が進んでいるのかどうか、これをまず1点目の問い合わせです。

○一井まちづくり推進課長

委員お尋ねの件でございますけれども、まだ採用までには至っておりません。現在まだ募集中ということで、正式には、今1名の応募が来ておるところでございます。あともう1名につきましては、昨日今日と現地に入りたいということで、市内のほうに入られて、視察をしていただいております。そのほか問い合わせにつきましては、2名ほど来ている状況でございます。以上答弁とさせていただきます。

○竹崎委員

非常に前回もちょっとお話しさせていただいたように、スタートが肝心で、1年目を様子をみたらいいということやったら、三瓶高校からしたら、ことし6人だったように、来年度、再来年度、あと2回しかチャンスがないんですよ。その中で人数を確保しようと思ったら、やはり令和2年度の公営塾の取り組み、方向性で新中学校3年生が、三瓶高校に行ってみたいな、その機運が盛り上がらないとそれが、宇和高、野村高に伝わらないと思うんです。そういう意味でも、やはり1年目に勝負をかけないけんという思いがあります。そういう意味から、人選が進んでいけばいいなという思いがあって問い合わせました。ぜひそのところ、積極的な働きかけといい方向に向くように御尽力いただきたい。お願いします。以上です。

○一井まちづくり推進課長

委員御指摘の公営塾に対する御期待のところ、御意見いただきましてありがとうございます。私どものほうも、初年度のスタートというのが非常に大事でございますので内容も十分検討していく必要がありますし、さらには、今後令和2年度からは、令和3年度に向けた残り2校への拡大ということも課題としてありますので、十分、人選については力を入れていきまして、あと内容についても、十分高校とも協力し合いながら、充実した内容にしていきまいると思っております。以上答弁とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

○井関委員

せいよ地域づくり事業なんですけども、基礎型を6000万円から7000万円に変更するということで、自治力の向上ということを言われたんですが、これが実際、基礎型を多くすることによって自治力が上がるのかどうか、ちょっと疑問なんですけど。今実際、基礎型で配られてるものについての使用基準みたいなのはできてるんですか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時09分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後4時09分）

○一井まちづくり推進課長

地域づくり事業の基礎型ものでございますけれ

ども、現在、6000万円ということで、各地域の地域づくり組織において、自由な裁量の範囲内で、特に不動産補助とか、そういうものについては該当しませんけれども、制限を入れずに自由な裁量で使っていただいておりますという状況でございます。

○井関委員

自由な裁量の中でということですが、もう本当に地域地域で地域に小分けしてしもうて、結局何に使ったかわからない状態っていうのが結構あるんじゃないかなと思うんですけど、今から小規模多機能自治に移っていく場合に、それに備えて、多分こういう形になる、自由財源を使って、自治が動いていけるようにということではあると思うんですけども、しっかりとした指導がないとなかなか前向いて進まないんじゃないかなと思いますので、そこの辺を地域地域の自治がしっかりと動いていきよるところはいいんですけど、それ以外のところで、今まで手上げを活発にやられたところは恐らくできると思うんですけど、それはやられてない地域は、基礎方をぼんと渡されても、結局小分けしてしまわれるんじゃないかなという心配があるんですけど、その辺はどうか。

○一井まちづくり推進課長

今回基礎型もアップしましたところで、委員の御心配をされるテーマは多々あるかと思います。うちとしましてもある程度どういうものに、どう使っていったのかっていうようなものがわかるような計画とか、実績とか、そういうようなものは御提出をいただこうかなというふうに考えております。

○井関委員

ぜひ令和4年から小規模多機能自治に移るということで、そこに向けて、地域が自分たち主体で動いていけるように指導もしていただきたいし、自治そのものが動いてほしいなという期待もあるのでそこはそこなんですけども、本当にその内、今まで動けてなかった地域、特にそういうところは指導をきちっとやっていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○一井まちづくり推進課長

今回新たに、そういった生産の部分と、あと、地域づくりの活動ができてないところにつきまして、特にアドバイスのなものも、外部の方につい

ても、従来、アドバイザー制度というのを持ちながら活用をいただいておりますんですけども、今回、市内の中でも十分精神的な活動の取り組みをされている方もいらっしゃいますので、市内人材によるアドバイザー制度っていうものも令和2年度創設をいたしまして、より身近な方に御指導いただくというようなことで、ある程度声かけやすい身近にすぐに来ていただけるというような制度を活用しながら、組織として活動が活発でないということではおかしいですけども、それ活動が少ない地域においては、てこ入れをしていきたいなと考えておるところでございます。以上答弁とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑は。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時13分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後4時19分）

ほかに質疑はありませんか。

○中村敬治委員

9ページの継続費というところなんですけど、これ西予CATVとジオパーク拠点施設整備事業について書いてあるわけですけども、このCATVというのは西予市の出資法人ということの位置づけになっておるわけですけども、非常に加入者もふえて経営状態もいいんじゃないかなと推察するわけですけども、ですから利益も出ておるんじゃないかと。要するに野村のファンケルとかどんぶり館とか、出資法人の中でも比較的いい立ち位置になつとる会社だろうと思いますが、これについて2カ年でこれ4億6000万ほどこういう事業で事業費を出されるということですが、これについて、要するにこの市からこういう出資する、本来利用者から、言う側からすれば、儲かっているのなら利用料を下げしてほしいわけですけどもね。それができるのかできないのか、ちょっと私らわからんのですけども、そういう市からの出資根拠がどういうことでそうなおるのか、そして西予CATVの非常に加入者がふえてきておりますが、長期的に見れば人口も減ってくるし、当然世帯も減ってくるので、悪くなるのかなということは、一部それは想定できますけれども、値下げなどができないのかなと、まずその西予CATVについてちょっとお尋ねいたします。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時22分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後4時23分）

○三好総務企画部長

この施設の整備事業でございますけれども、こういった情報インフラの整備につきましては、ご承知のとおりテレビの難聴対策、それから高速インターネットサービスの提供による通信網の格差是正として、平成20年度から22年に整備をした事業でございます。このCATVの機器類、センター施設、これにつきましては市が整備したものでございまして、こういったインフラに関しては市の責任においてやるという基本方針がございます。今確かに加入者も増えておりますけれども、御承知のとおり人口ビジョンも出ておりますけれども、今後、人口減少に伴いまして、加入者も減ってきょうかというところがございます。今回この整備をするに当たっては、先ほど言いました22年に整備をいたしまして、老朽化が進み、今後また更新をしていかねばいけないという中で、令和6年度末をめどに宇和センターの整備、野村、城川、三瓶、惣川サブセンターの整備に、今、計画的に取り組んでいるところでございまして、委員の御質問のとおり利益があるのであれば、料金の改定というか減額ということもございましたけれども、今の経営状況からいきますと、将来を見越した場合につきましては、今の料金体系を下げるということは難しいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきます。

○中村敬治委員

西予CATVのことについてはわかりましたが、次のジオパーク拠点施設整備事業で7億9000万円ほど2カ年で挙げられておりますけど、これ議員全員協議会のときに質問しましたら、入場料を500円1人取ると。そして、年間推定に2万人ぐらいを予定していると言われて、それを単純に計算すると年間1000万円ということですけども、余りにもこの2万人という根拠が、私、個人的に言ってもこの化石見に行くのに500円払ったら、1回目に行ったらも2回目は見に行く気は全くしないわけですけどね、そんなにかわるもんじゃないから。だから、その辺でね2万人というような、べらぼうな数字を計上して、むりこやりこに8億近くをかけて、つくっていくということに

なりますと、非常にこう将来の人に負担を残すような形になってくるんじゃないかなと。要するに今までその近くでありました宝泉坊やカロト温泉と同じですよ。やっぱり、最初計画はかなり大きな風呂敷を広げて、入浴客は年間10万人来るとかですね、要するにそういうふうに打ち上げをしてやられるわけですけども、実際はそんなに入浴施設も、あっちもこっちもできたせいもありますけれども、なかなかそんなに計画どおりにいかないというようなことで、こういう地質館などについても、そういうことは十分考えられるわけですけども、2万人という根拠というのは、どういうことで出てくる数字なのかなと。50年間耐用年数がこういう構造物としてあるとしたときに、毎年50年間2万人来るとなことは到底考えられんし、人口が減ってしまって、そんな人はこないんじゃないかなという心配があるわけですけども、その辺、将来の人に負担を残すようなことにならないか心配するわけですけどいかがでしょうか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。（休憩 午後4時27分）

○佐藤委員長

再開を告げる。（再開 午後4時28分）

○土居ジオパーク推進室長

ただいまの委員の御質問に対して答えさせていただきます。この2万人という数字につきましては、現在あります、周辺施設ではあるんですが、ギャラリーしろかわ、それから城川にあります歴史民俗資料館から道の駅きなはいや、宝泉坊ロッジ、クアテルメ宝泉坊等の現在の来客数によって、一応想定させていただいております。確かに2万人という数字については、見た感じは多く、若干大きいかもしれませんが、ただ、あそこにある施設がそのままあるというわけではありません。一応できるだけ中身のリニューアル等も展示の更新等もかけながら、あわせて体験学習等をできるだけ多く活用しながら、この2万人という数字を目指していくようにしておりますので、御理解いただけたらと思います。以上答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○中村敬治委員

料金を取る施設というのはどこですか、体験学も、料金を徴収することなんでしょうか。

○土居ジオパーク推進室長

基本的にはメインの展示室が、一応500円の料金を取るような形にしております。それが一応2万人を予定しているわけなんですけど、その別に企画展示室を活用してのイベントであるとか、屋外イベント等もいろんな形で体験学習等含めて行っていきいたいと思っておりますので、その分についても、できれば体験料等はとっていきいたいというふうに考えているところです。ただそれが、果たして今の段階で何回できるとか、そういうところまでは申し上げることができませんので、そういう回数をふやしながら、来館者をふやしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○菊池委員

ちょっとこれ細かいんですけどね、広報せいよの歳入のところで年会費、これ市外の人だと思うんですけど12万円となっておりますが、これ市外の人とか、市内の人なんていうんでもあれなんですけど、無料で配布はしてないんですけど、一切それはしてないということではよろしいんですかね。

○一井まちづくり推進課長

委員御質問の市外への郵送の提供の件でございますけれども、現在のところは提供はしておりません。ただホームページで、広報のページをアップしておりますので、そういう形でダウンロード等、閲覧というのは可能となっております。以上答弁とさせていただきます。

○菊池委員

それちょっと関連で、お伊ネ事業というのがありますがここで受賞された女医さんとか、そういう方との後のおつき合いというか、そういうことは、何かこうされてるんでしょうか。

○一井まちづくり推進課長

お伊ネ事業の開催につきましては、広くこれまでの受賞された方に、情報提供させていただいておりますし、そういう縁もございまして、各大会には、ことしもそうですけれども、メッセージを寄せていただいたり、あるいは平成30年7月の被災の折には、義援金という形で、いろいろ御寄附をいただいたりということで、少なからず情報を提供しながら、つながりというものは維持している、継続して実施しているつもりでございます。以上答弁とさせていただきます。

○菊池委員

そしたらつながりを持っているというふうに受けとめますけど、さっきの広報せいよとか、これももちろん郵送料とかありますんでね、年会費で入会していただくとか、それからふるさと納税もこれもぜひ、そういう方にはね、半分お勧めして、やっぱり強い縁を切らないような、そしてそれを発展さすようなそういうふうな努力していただきたいなというふうに思います。お願いいたします。

○一井まちづくり推進課長

御意見ありがとうございます。特に広報せいよ友の会会員につきましては、ふるさととの情報を知ることができる貴重な情報源でございますので、ぜひ今後も引き続き、つながっていきいたいなと思っております。ちなみに現在は114名の友の会会員の方がございます。またお伊ネ事業につきましては、日本医師会への会報と一緒に、お伊ネ事業のチラシも入れております。お伊ネ事業のチラシの裏側には、ふるさと納税の部分も宣伝用に入れたものを会報誌に挟んでいただいておりますということもございますので、そういう意味でかなり、医師会の方のご寄付も多いんじゃないかなと感じております。今後引き続き努力してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はございませんか。

○井関委員

60ページの光伝送路維持管理事業4378万9000円なんですけど、これ貸付料金として、CATV、NTTとKDDIから、貸付料として1800万円ほど入ってきておりますが、この事業におきまして、今、インターネット等の場合にはSTネットが、ここへ西予市へは全部STネットで動いているんですけども、STネットはauとは契約を結ばれて、携帯電話を利用する場合に若干安くなるというような契約があるんですけど、ドコモの場合はこのSTネットとは直接関係がないのかどうなのか、割引制度がないんですよ。こういうところは、この西予市がここに携わっている以上、そういうところ、なんかうまくできないのかなというのがあるんですけど、その辺はできないんですかね。

○上甲情報推進室係長

今の件につきまして説明をさせていただきます。S T ネットは御指摘のとおり a u と提携をしております。料金が若干割引となっておりますが、N T T ドコモとソフトバンクにつきましては、現状のところ提供しておりませんので、安くはなっていません。これ全国的に、ケーブルテレビ会社が a u と提携をしております。その関係で S T ネットも、西予市におきましては、提携しているという状況で、今後も N T T ドコモ、ソフトバンクと提携するという話は現在のところ聞いておりません。以上答弁させていただきます。

○井関委員

今、現状、西予市内は光ドコモとは契約が結べない状態になってるんですね。そこの辺なんか独占なのかな、わからないんですけど、そういうのを結局、光ファイバーを結んで、設備を投資したのは西予市でありながらそういうふうになっているというのが、果たしていいものなのかどうなのかというのがちょっとあるんですけど、そこら辺はどうですか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時37分)

○佐藤委員長

再開を告げる。(再開 午後4時43分)

○林情報推進室長

今ほどの委員御質問の件でございますが、今のところ、当市では S T ネットが、ネットワークの関係を全般的にやっておりますので、基本的には S T ネットが割引をする会社ということで導入することになっておりますので、ドコモと S T ネットが提携することになりましたら、そういうこともあり得るかもしれませんが、現時点ではドコモとの割引ということになることは基本的にございません。以上です。

○中村敬治委員

53ページの先ほどから出ております、広報せいよの作成事業費799万7000円なんですけど、これは令和元年度の契約が前にお聞きしたときに、京都に本社がある会社だったと思いますが、令和2年度については市内業者を何とか優先的に取り扱うというようなことはできるのかどうか、それはなかなか難しいとは思いますが、こういう事業をですね、これは一般競争入札とか、そういう条件の中でね、愛媛県外ですからね、その京都の本社がある会社が契約しとるんじゃないかと思うん

ですが、以前、聞いたときにそういうような答弁だったような気がするんですけども。できれば市民感情として、地元業者に値段的に折り合うのであればやっていただくのが、いいのかなという気がするわけなんですけど、いかがでしょうか。

○佐藤委員長

暫時休憩を告げる。(休憩 午後4時45分)

○佐藤委員長

再開を告げる。(再開 午後4時45分)

○一井まちづくり推進課長

委員御指摘の印刷製本等にかかわるものでございますけれども、市内業者を含めまして、県内の実績ある業者に5社で指名競争を進めてまいっております。なおこの件につきましては以前、債務負担行為を設定させていただきまして、令和2年度につきましては佐川印刷のほうで落札をし、印刷をやっていただくようなことになっております。以上、答弁とさせていただきます。

○佐藤委員長

ほかに質疑はありませんか。

以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第39号 令和2年度西予市一般会計予算まちづくり推進課所管分について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって、当委員会としては原案どおり可決することに決しました。

本日予定されておりました議案審査が全て終了いたしました。あしたは午前9時から、第1委員会室で開会といたします。それでは、本日の総務常任委員会を散会といたします。

散会：午後4時47分

【署名】委員長：